韓国高等教育質保証
インフォメーション・パッケージ

韓国における高等教育及び質保証の概要
大学機関別評価認証ハンドブック 2012

日本語版

独立行政法人大学評価・学位授与機構

独立行政法人 大学評価・学位授与機構
National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

独立行政法人　大学評価・学位授与機構
〒187-8587　東京都小平市学園西町1-29-1
http://www.niad.ac.jp

原典：
Information Package: Higher Education and Quality Assurance
Korean University Accreditation Institute, Korean Council for University Education
（韓国大学教育協議会大学評価院）

はじめに

大学評価・学位授与機構は、高等教育質保証の分野で連携・交流を図っている諸外国の関係機関を中心に、質保証システムの基本やその動向等を適時収集し、ウェブサイトや刊行物等により発信しています。これは、当機構において連携協力体制の構築・強化に必要な基礎情報として役立てることはもとより、広く高等教育関係者の理解促進に資することを目的とするものです。

本資料は、当機構が連携・交流に係る覚書を締結している、韓国大学教育協議会大学評価院（Korean University Accreditation Institute, Korean Council for University Education: KCUE）が２０１２年に英文で刊行した「韓国高等教育質保証インフォメーション・パッケージ」（*Information Package: Higher Education and Quality Assurance*）の収録資料、「韓国における高等教育及び質保証の概要」（*Overview of the Higher Education and Quality Assurance: Korea*）と、「大学機関別評価認証ハンドブック２０１２」（*Hanbook on University Institutional Accreditation 2012*）をもとに日本語版として当機構が刊行するものです。

韓国との連携・交流については、当機構、ＫＣＵＥ、及び中国の教育部高等教育教学評価センター（ＨＥＥＣ）の３機関で構成する「日中韓質保証機関協議会」の中で、相互理解に向けた情報の交換や国際的な教育の質保証の取組み等の共同プロジェクトを展開しています。

「韓国高等教育質保証インフォメーション・パッケージ」は、各国の高等教育制度、質保証制度について十分に理解を深めることが重要であるという共通認識に立ち、相互理解促進のためのツールとして、ＫＣＵＥにおいて作成されたものです。

なお、本資料の電子版は、当機構の国際連携ウェブサイト（http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/）でご覧になれますので、あわせてご活用ください。

２０１２年１１月

独立行政法人 大学評価・学位授与機構

本　編　収　録　資　料

韓国における高等教育及び質保証の概要

Ⅰ.　高等教育制度

１．概要：韓国における教育制度の発展

２．韓国の教育制度系統図

３．高等教育統計

・　学生数

・　高等教育機関における進学率／就職率

・　博士号取得者数

・　専任教員に占める外国人教員の割合（大学）

Ⅱ.　韓国大学教育協議会（ＫＣＵＥ）における質保証制度

１．機関別の大学評価

２．大学による自己評価

３．産業界との連携による大学評価

４．学問分野別の評価

Ⅲ.　高等教育法

大学機関別評価認証ハンドブック２０１２

Ⅰ.　概　要

Ⅱ.　プロセス

Ⅲ.　判　定

韓国における高等教育及び質保証の概要

目　次

Ⅰ.　高等教育制度 …… 3

１．概要：韓国における教育制度の発展 …… 3
２．韓国の教育制度系統図 …… 5
３．高等教育統計 …… 7
・　学生数 …… 7
・　高等教育機関における進学率／就職率 …… 9
・　博士号取得者数 …… １１
・　専任教員に占める外国人教員の割合（大学） …… １２

Ⅱ.　韓国大学教育協議会（ＫＣＵＥ）における質保証制度 …… １３

１．機関別の大学評価 …… １３
２．大学による自己評価 …… １４
３．産業界との連携による大学評価 …… １４
４．学問分野別の評価 …… １５

Ⅲ.　高等教育法 …… １６

I. 高等教育制度

１．概要：韓国における教育制度の発展

A. 前近代の教育制度（１９世紀まで）

韓国の教育の起源は、先史時代まで遡る。高句麗時代の３７２年、公的教育の最初の形態として知られる「太学（テハク）」が設置された。太学は、倫理観の涵養と、儒教・仏教に基づく教育に重点が置かれていた。１９世紀に初めて導入された近代的な教育機関は、キリスト教宣教師や独立運動のメンバーによって設立されたものであり、これ以降、西洋人宣教師により設立された私立学校が全国に数多く登場し始めた。

その後「教育救国運動」が推し進められ、国家独立を実現できる未来の指導者を育成することを第一目標としていた。１９４５年に３５年間に及ぶ日本の植民地支配から解放された後、民主教育の基盤を構築しはじめた。韓国の教育は時代の要請に応じてその目標を変えながら、数多くの変遷と発展を遂げてきた。政府は民主教育の方向性を打ち出し、民主主義を強化するための基礎教育の拡充、教育の量的拡大、教育改革、教育の質の向上を図っていった。

B. 民主教育の拡大（１９４５～１９５０年代）

１９４５年以降、民主教育の基礎を築くため、以下の目標の実現に向けて、憲法の枠組みの下で教育政策が策定された。また、教育法（Education Law）の制定・公布により、教育の自治及び義務教育の実施が明文化された。

- 小学校教科書の編纂・配布
- ６－３－３－４年制の教育制度の構築
- 一般市民向け識字教育及び現職教員向け研修
- 中等・高等教育の教育機会の漸進的拡大及び教員養成大学の設立

教育は、朝鮮戦争の間も国家危機を乗り越える上で極めて重要な役割を果たし続け、戦後の国家再建の牽引力となった。韓国にとって教育の再生は、国家危機を克服し、復興を実現する上で重要なものであった。

- カリキュラム改訂事業の開始
- 中学校進学希望者への全国統一入学試験の導入
- 国立大学の設置及び「戦時緊急教育法（Wartime Emergency Education Law）」の公布

Ｃ．　１９６０～１９７０年代における量的拡大

急激な経済成長に伴い、大きな社会的変化が生じる中、教育分野でも急速な量的成長を実現するための取組みが実施された。１９６０年代における韓国の教育分野の発展に関する最も顕著な特徴は、学生数・教育施設・教員数の量的な拡大である。学生数の急激な増加によって教室は必然的に過密になり、学校の規模は大型化し、十分な資格を持つ教員や十分な水準にある教育施設が不足するとともに、大学入学試験における競争が激化した。こうしたことにより、入学試験制度を改革し、あらゆるレベルの教育機関で教育の正常化を図る必要が生じた。

- 教員・教育改革
- 現職教員向けの研修・教育実施のための教育大学院の設立
- 中等学校入学試験の撤廃
- 地方大学制度の改善及び専門大学の設置
- 放送・通信制の大学・高等学校の設置
- 高校教育正常化の取組みの一環として、大学入学試験の予備審査としての標準試験の制度化
- 初等学校教員養成のため普通高等学校を２年制教育大学に格上げ。また、中等学校教員養成のための教育機関を４年制教育大学に格上げ

２．韓国の教育制度系統図

・　教育制度：　６－３－３－４年制
・　義務教育：　小学校６年間及び中学校３年間の合計９年間
・　学　　期：　第１学期は３～８月、第２学期は９～２月
・　休　　暇：　夏期休暇は７～８月、冬期休暇は１２～２月

韓国の教育制度

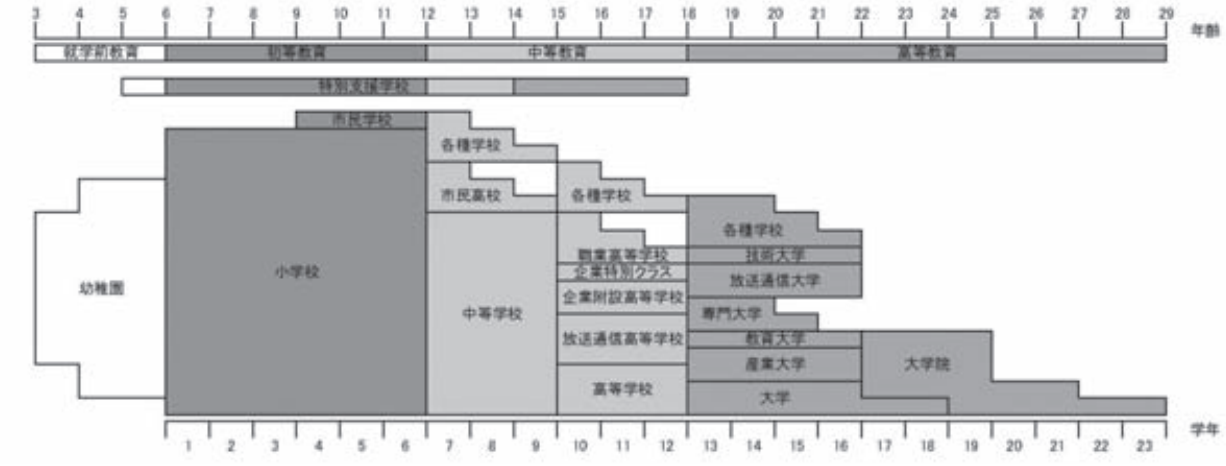

A．　大学[1]（Universities）

大学の目的は、国家と人間社会の発展に必要な学術理論を深く研究し、その応用方法を広範かつ詳細に研究調査し、将来のリーダーを育成することである。修業年数は４～６年間。医学、東洋医学、歯学はそれぞれ６年の修業年数を要する。文学、法学、神学、政治学、経済学、経営学、行政学、教育学、図書館学、科学、歯科工学、東洋医学、薬学、看護学、農学、獣医学、水産学、芸術／美術、音楽など、３０の専攻分野に学位取得課程がある。通常、学士を取得するには１４０単位前後が必要である[2]。学則で定める課程を修了した者に対して、学士の学位が授与される。

B．　専門大学（Junior Colleges）

専門大学は、人文科学や社会科学、自然科学、工学、舞台芸術、体育、保健などの各種専攻を中心に構成されており、修業年数は最低２年または３年である。卒業には、２年制専門大学では８０単位、３年制専門大学では１２０単位が必要である。学則で定める課程を修了した者に対して準学士の学位が授与される。また、専門大学を卒業した者は大学、産業大学、放送通信大学に編入学することができる。

1　高等教育を行う機関の種類や内容については、後述の「Ⅲ. 高等教育法」も参照。
2　韓国では、学位を取得するために必要な単位数は、各大学が学則で定めることとなっている。なお、韓国教育科学技術部による教育課程の編制内容に関する報告資料では、４年制の一般大学における必要取得単位数は平均 135 単位となっている。（韓国教育科学技術部「2012 年３月の大学情報公示―2012 年度大学別教育課程編制及び 2011 年度成績分布の現況―」）

C． 大学院（Graduate Schools）

大学院は、高等教育の目的をさらに深く追求するとともに、学術研究と創造力の両面における指導者を養成することを目的としている。大学院は、学術研究を中心とする一般大学院と、専門職業人の養成を重視した専門大学院に区分される。

D． 修士課程（Master's Course）

修士課程に必要な修業年数は２年以上である。通常、学生は２４単位を取得しなければならない。また、修士の学位を取得しようとする者は、所定の単位を取得し、定められた試験に合格した後、修士論文を提出し、最低３名の審査員による論文審査に合格しなければならない。

E． 博士課程（Ph.D Course）

博士課程に必要な修業年数は３年以上である。通常、学生は３６単位を取得しなければならない。また、博士の学位を取得しようとする者は、所定の単位を取得し、総合試験に合格した後、博士論文を提出し、最低５名の審査員による論文審査に合格しなければならない。

F． 博士号取得後課程（Post-Doc Course）

博士課程修了後も研究を継続するために設けられた課程である。現在、韓国の多くの大学が、博士号を取得した研究者をＢＫ２１[3]（Brain Korea 21）事業の研究プロジェクトに受け入れている。

＜参考＞韓国の高等教育機関の数

		計	国立	公立	私立
	計	４３２	４７	９	３７６
大学		１８９	３１	２	１５６
教育大学		１０	１０	-	-
産業大学		２	-	-	２
技術大学	専門学士課程	-	-	-	-
	学士課程	１	-	-	１
放送通信大学		１	１	-	-
専門大学		１４２	２	７	１３３
各種学校	専門学士課程	１	-	-	１
	学士課程	４	２	-	２
サイバー大学	専門学士課程	２	-	-	２
	学士課程	１７	-	-	１７
企業内大学	専門学士課程	２	-	-	２
	学士課程	１	-	-	１
遠隔大学	専門学士課程	１	-	-	１
	学士課程	１	-	-	１
大学院大学		４３	１	-	４２
その他		１５	-	-	１５

出典：韓国教育開発院「２０１２教育統計年報」

（※上表に示す大学の種類・数と、本編７ページの表Ａ「学生数」に示す大学の種類は、集計年が異なるため対応しないことがある。）

[3] ＢＫ２１： 正式名称は「Brain Korea 21」。創造力豊かな次世代のリーダーを創出することを目的とした、修士・博士課程の在籍学生及び若手研究者に対する財政支援プロジェクト。韓国研究財団に付属する The BK21・NURI Committee がプロジェクトを管理する。第１期（1999～2005 年）では、年間 2,000 億ウォン（約 140 億円）が投入され、７年間で約９万人の学生・研究者が奨学金等の形で支援を受けた。2006 年からは第２期が開始されている（～2012 年）。

３．高等教育統計

▶ 学生数

Ａ．学生数（大学種類別[4]・学問分野別）

人文科学	11.9%	社会科学	28.2%	教育	6.1%	工学	26.8%
自然科学	10.4%	医学・薬学	5.4%	芸術・体育	11.2%		

（原典は円グラフで表示）

（単位：人）

区分	設置形態別	人文科学	社会科学	教育	工学	自然科学	医学・薬学	芸術・体育
総計	合計	389,510	920,418	197,248	874,877	338,139	175,842	366,101
	国立	121,351	163,871	102,439	206,360	123,400	24,966	33,984
	公立	3,014	12,186	508	19,026	4,947	683	4,563
	私立	265,145	744,361	94,301	649,491	209,792	150,193	327,554
大学	合計	253,873	566,938	83,938	512,682	236,367	66,323	199,383
	国立	36,220	79,604	24,515	134,313	81,656	9,642	20,199
	公立	1,882	8,122	–	7,863	3,077	–	1,368
	私立	215,771	479,212	59,423	370,506	151,634	56,681	177,816
教育大学	国立	–	–	25,834	–	–	–	–
産業大学	合計	8,941	43,043	774	79,913	16,980	2,121	18,090
	国立	3,829	10,283	136	51,213	12,378	372	5,657
	私立	5,112	32,760	638	28,700	4,602	1,749	12,433
技術大学（専門学士課程）	–	–	–	–	43	–	–	–
技術大学（学士課程）	私立	–	51	–	88	–	–	–
放送通信大学	国立	81,097	73,318	51,731	16,163	28,641	14,232	7,581
専門大学	合計	30,813	191,285	30,961	260,067	55,918	92,121	134,354
	国立	205	666	223	4,671	725	720	547
	公立	1,132	4,064	508	11,163	1,870	683	3,195
	私立	29,476	186,555	30,230	244,233	53,323	90,718	130,612
各種学校（専門学士課程）	私立	53	–	–	–	–	–	–
各種学校（学士課程）	私立	575	439	–	–	–	–	47
サイバー大学（専門学士課程）	私立	89	3,660	350	308	91	–	271
サイバー大学（学士課程）	私立	14,069	41,684	3,660	5,479	142	1,045	6,375
企業内大学（専門学士課程）	私立	–	–	–	39	–	–	–
企業内大学（学士課程）	私立	–	–	–	95	–	–	–

※表中の学問分野の区分は *2004 classification of academic subjects & programs*（韓国教育開発院、2004 年）に基づき整理。

[4] なお、大学の数については、本編６ページの表を参照。

B. 大学院生数（学問分野別）

人文科学	13.0%	社会科学	25.3%	教育	22.0%	工学	15.3%
自然科学	8.1%	医学・薬学	8.8%	芸術・体育	7.5%		

（原典は円グラフで表示）

（単位：人）

区分		合計	修士課程	博士課程
総計	合計	296,576	249,016	47,560
	国立	84,177	69,430	14,747
	公立	4,294	3,681	613
	私立	208,105	175,905	32,200
人文科学	合計	38,696	32,620	6,076
	国立	5,380	4,075	1,305
	公立	143	125	18
	私立	33,173	28,420	4,753
社会科学	合計	75,062	65,007	10,055
	国立	15,048	12,725	2,323
	公立	1,521	1,318	203
	私立	58,493	50,964	7,529
教育	合計	65,270	61,875	3,395
	国立	25,946	24,352	1,594
	公立	707	674	33
	私立	38,617	36,849	1,768
工学	合計	45,291	35,320	9,971
	国立	16,106	12,597	3,509
	公立	1,359	1,113	246
	私立	27,826	21,610	21,610
自然科学	合計	24,169	16,699	7,470
	国立	10,731	7,549	3,182
	公立	417	337	80
	私立	13,021	8,813	4,208
医学・薬学	合計	25,949	18,614	7,335
	国立	7,786	5,544	2,242
	私立	18,163	13,070	5,093
芸術・体育	合計	22,139	18,881	3,258
	国立	3,180	2,588	592
	公立	147	114	33
	私立	18,812	16,179	2,633

※表中の学問分野の区分は *2004 classification of academic subjects & programs*（韓国教育開発院、2004 年）に基づき整理。

▶ 高等教育における進学率／就職率

A．専門大学

（訳注： 原典はグラフと表形式により進学率・就職率を紹介）

（単位：人、%）

年	卒業者数	上級課程への進学者数	就職者数	入隊者数	進学率(%)	就職率(%)
1965	7,841	1,374	3,452	465	17.5	57.5
1975	14,106	1,134	6,375	2,028	8.0	58.3
1985	73,927	6,991	29,566	15,282	9.5	57.2
1990	87,131	6,718	47,094	14,840	7.7	71.8
1995	143,075	9,972	88,843	13,339	7.0	74.2
1996	155,326	13,874	102,648	10,135	8.9	78.2
1997	175,965	14,691	115,096	8,901	8.3	75.5
1998	196,551	16,591	114,035	7,973	8.4	66.3
1999	212,726	16,867	128,308	7,459	7.9	68.1
2000	223,489	14,817	159,960	7,149	6.6	79.4
2001	232,972	16,430	170,986	5,423	7.1	81.0
2002	239,114	18,729	173,356	5,539	7.8	80.7
2003	246,789	20,328	176,044	5,442	8.2	79.7
2004	226,886	15,037	160,906	3,338	6.6	77.2
2005	228,763	12,221	177,919	3,498	5.3	83.5
2006	222,973	9,399	177,364	2,208	4.2	84.2
2007	215,040	8,234	173,804	1,814	3.8	85.2

1） 進学率 ＝（上級課程への進学者数/卒業者数）×100
2） 1965～2005 年の就職率＝ {就職者数/（卒業者数－上級課程への進学者数－入隊者数)} ×100
3） 2006 年以降の就職率は以下の公式により算出。
就職率 ＝ [就職者数/ {卒業者数－（上級課程への進学者数＋入隊者数＋就労不可数＋外国人学生)}]×100

就労不可：死亡や投獄など特別な理由により調査時に就労できなかった者をいう。
外国人学生：外国人、および韓国籍以外の国籍を持つ外国在住の韓国人

※出典：「教育統計年鑑」韓国教育部・韓国教育開発院
「高等教育卒業者の雇用に関する統計年鑑」韓国教育部・韓国教育開発院、2006 年～

B. 大学

（訳注： 原典はグラフと表形式により進学率・就職率を紹介）

（単位：人、%）

年	卒業者数	上級課程への進学者数	就職者数	入隊者数	進学率(%)	就職率(%)
1965	36,180	1,036	12,916	5,762	2.9	44.0
1975	33,610	2,179	19,635	4,076	6.5	71.8
1985	118,584	12,278	48,552	13,163	10.4	52.1
1990	165,916	12,782	79,975	7,830	7.7	55.0
1995	180,664	16,500	97,290	4,326	9.1	60.9
1996	184,212	19,329	101,911	3,831	10.5	63.3
1997	192,465	23,078	102,245	3,860	12.0	61.8
1998	196,566	24,141	85,805	2,565	12.3	50.5
1999	204,390	26,141	90,147	2,643	12.8	51.3
2000	214,498	26,000	104,371	2,225	12.1	56.0
2001	239,702	27,193	119,239	2,102	11.3	56.7
2002	244,852	29,526	129,414	2,137	12.1	60.7
2003	258,126	31,186	133,122	2,251	12.1	59.2
2004	267,058	29,661	132,199	2,842	11.1	56.4
2005	268,833	28,652	154,542	2,449	10.7	65.0
2006	270,546	27,016	162,174	1,781	10.0	67.3
2007	277,858	27,412	168,254	1,586	9.9	68.0

1） 進学率 ＝（上級課程への進学者数/卒業者数）×100
2） 1965～2005 年の就職率＝ {就職者数/（卒業者数－上級課程への進学者数－入隊者数)} ×100
3） 2006 年以降の就職率は以下の公式により算出。
就職率 ＝［就職者数/ {卒業者数－（上級課程への進学者数＋入隊者数＋就労不可数＋外国人学生)}]×100

就労不可：死亡や投獄など特別な理由により調査時に就労できなかった者をいう。
外国人学生：外国人、および韓国籍以外の国籍を持つ外国在住の韓国人

※出典：「教育統計年鑑」韓国教育部・韓国教育開発院
「高等教育卒業者の雇用に関する統計年鑑」韓国教育部・韓国教育開発院、2006 年～

▶ 博士号取得者数

（訳注： 原典はグラフと表形式により論文博士号・名誉博士号の各取得者数を紹介）

（単位：人）

年	1997		1998		1999		2000		2001	
学位	論文	名誉	論文	名誉	論文	名誉	論文	名誉	論文	名誉
哲学	70	11	61	14	81	12	103	11	87	7
神学	14	4	13	1	18	5	18	4	15	
文学	616	15	643	6	609	14	625	16	614	14
法律	104	14	109	8	109	19	131	22	121	14
政治科学	66	10	63	6	82	7	74	16	52	18
経営学	250	23	252	21	290	29	351	38	354	47
経済学	137	7	115	9	100	10	113	7	89	12
教育	144	13	154	5	182	6	209	12	224	3
行政学	92	7	88	8	116	8	141	9	145	5
自然科学	811	9	935	6	1,002	7	1,116	4	1,178	6
工学	1,420	10	1,500	4	1,720	6	1,803	10	1,865	6
農学	207	1	181		212		224	1	242	1
医学	745		815	4	901	1	1,016	2	1,015	3
薬学	107		75		87	1	77	1	91	
漢方学	75		74	2	137		158	1	157	
獣医学	32		22		35		32		32	
歯学	161		173		179		192		200	
保健	25		29	1	39	1	65	1	49	1
水産	6	1	6	1	11		5	1	10	
看護	42		45		51		65		78	
家政学	33		19		40		40		28	
その他										
合計	5,157	125	5,372	96	6,001	126	6,558	156	6,646	137

年	2002		2003		2004		2005		2006		2007	
学位	論文	名誉	論文	名誉	論文	名誉	論文	名誉	論文	名誉	論文	名誉
哲学	76	6	77	8	71	6	92	14	100	8	164	19
神学	28	15	27	10	32	12	90	13	115	14	156	7
文学	661	11	675	6	670	10	702	13	737	16	803	26
法律	128	14	112	9	152	11	131	14	181	11	189	7
政治科学	53	11	69	15	71	14	44	18	68	13	75	19
経営学	351	47	375	53	469	47	445	49	488	46	520	35
経済学	85	8	108	11	97	2	113	4	125	4	113	10
教育	268	8	255	7	311	14	324	13	385	8	381	15
行政学	158	13	123	9	173	10	186	13	177	11	157	9
自然科学	1,176	2	1,219	5	1,318	2	1,454	1	1,454	4	1,312	2
工学	2,106	11	2,136	10	2,414	7	2,543	10	2,618	13	2,434	9
農学	258	1	249		257	2	220	1	242	2	202	2
医学	983	2	1,155		1,142	2	1,233	3	1,075		1,134	1
薬学	96		110		101	3	106		105		105	
漢方学	181	1	232		282		319	1	245		351	3
獣医学	29		49		42		54		82		63	
歯学	169		216		200		265		250		288	
保健	70	1	61	3	83		88		67	1	95	2
水産	4		18		10	1	10		9	1	1	
看護	120		99		119		86		110		96	
家政学	24		23		14		21		16		12	
その他	153	9	235	7	371	15	503	9	667	4	746	9
合計	7,177	160	7,623	153	8,399	158	9,029	176	9,316	156	9,397	175

▶ 専任教員に占める外国人教員の割合（大学）

（訳注： 原典はグラフと表形式により外国人教員の割合を紹介）

（単位：人、%）

年	専任教員		専任外国人教員		専任外国人教員の比率(%)	
	合計	女性教員	合計	女性教員	合計	女性教員
1990	25,337	2,984	379	100	1.5	3.4
1995	33,938	4,195	435	114	1.3	2.7
1996	35,933	4,514	645	177	1.8	3.9
1997	38,801	5,006	893	257	2.3	5.1
1998	40,345	5,291	1,022	280	2.5	5.3
1999	41,226	5,494	988	273	2.4	5.0
2000	41,943	5,758	985	288	2.4	5.0
2001	43,309	6,111	1,073	304	2.5	5.0
2002	44,177	6,420	1,028	307	2.3	4.8
2003	45,272	6,731	1,043	290	2.3	4.3
2004	47,005	7,227	1,287	333	2.7	4.6
2005	49,200	7,973	1,597	454	3.3	5.7
2006	51,859	8,708	1,931	567	3.7	6.5
2007	52,763	9,092	2,212	653	4.2	7.2

※学長（校長）の数は専任教員数から除外。

Ⅱ. 韓国大学教育協議会（ＫＣＵＥ）における質保証制度

韓国大学教育協議会[5]（以下、「ＫＣＵＥ」という。）は１９８２年に設置されて以来、韓国における高等教育質保証制度の中心的存在となってきた。最も重要な点は、ＫＣＵＥ大学評価院（Center for University Accreditation）が機関レベルの評価を実施する機関[6]として、１９８２年から２００６年にかけてＫＣＵＥ加盟大学に対して自主的な機関別評価（大学総合評価認定制）を４周期実施してきたことである。ＫＣＵＥ大学評価院は、加盟大学が自己評価を実施するうえで不可欠な支援も行っている。また、２００８年以降、ＫＣＵＥは産業界の視点を取り入れた独自の自主的な大学評価を実施している。その目的は、産業界の意見を大学のカリキュラムに反映させるメカニズムを提供し、産業界のニーズと卒業生の技能のギャップを埋めることにある。また、ＫＣＵＥは１９９２年から２００８年まで独自の学問分野別の評価を実施していた。

１．機関別の大学評価

ＫＣＵＥにおける質保証分野の最初の事業は、大学の総合的な評価であった。これは、２周期（第１周期：１９８２～１９８６年、第２周期：１９８８～１９９２年）にわたって実施され、主にピア・レビューに基づいた制度であった。この評価を経て、新たな評価制度として「大学総合評価認定制」（Comprehensive University Accreditation System）が構築された。この制度では、加盟大学に対して第１周期（１９９４～２０００年）と第２周期（２００１～２００６年）の２回にわたり評価・認定が実施された。この第２周期の評価結果が、ＫＣＵＥ加盟大学の適格性に関する最新の判定である。

大学総合評価認定制の第２周期が終了した後、ＫＣＵＥ、教育科学技術部[7]及び他の質保証関係機関は、制度改正を行い新たな評価制度を構築した。新制度では、機関別及び学問分野別の評価認証（Institutional Accreditation/Programmatic Accreditation）を実施することとし、評価を実施しようとする機関は教育科学技術部に申請し、認定（Recognition）を受けることが必要となった。ＫＣＵＥ大学評価院は２０１０年１１月、４年制大学の機関別評価認証を行う韓国で唯一の機関として認定され、この新たな制度の下で、２０１１年に加盟大学に対する評価を開始することとなった。新たな制度の開始にあたっては、評価基準の見直し・改訂が行われるとともに、大学は５年以内に１度評価を受けることとなる。

---

5 韓国の４年制大学の協議体であるＫＣＵＥには、一般大学、産業大学、教育大学等、国内約２００の大学が加盟している。

6 ＫＣＵＥの大学評価院は４年制大学に対する機関レベルの評価を実施する機関である。一方、２・３年制の専門大学に対する機関レベルの評価は、ＫＣＵＥ大学評価院とは別に、韓国専門大学教育協議会（Korean Council for University College Education：ＫＣＣＥ）の高等職業教育評価認証院が実施している。

7 教育科学技術部（Ministry of Education, Science and Technology：ＭＥＳＴ）は、教育科学技術行政を担う省（韓国政府）。

２．大学による自己評価

２００９年より、大学は２年ごとに自己評価を実施しなければならないことが法律で義務付けられた。ＫＣＵＥは加盟大学の自己評価を支援しているが、特に、自己評価にかかるガイドラインの作成・公表、加盟大学における法令順守の確保、相談・助言の提供、専門家育成プログラムの企画・運営を実施している。２年ごとに実施される自己評価の結果は、機関別評価認証のプロセスの中で活用される。

大学の自己評価で用いられた情報の一部は、ＫＣＵＥの大学情報公示サービス（Higher Education Transparency Service）を通じて国民に提供される。大学の学生にかかる情報、入学選抜、財務、授業料、教員、研究等に関する詳細情報がオンラインで公表されている[8]。また、卒業率、学術分野別の学生の分布状況、入学選抜の難易度、卒業生の就職率、専任教員の割合等も公表されている。

３．産業界との連携による大学評価

２００８年以降、ＫＣＵＥ大学評価院は加盟大学に対して産業界との連携による評価（Industry-Perspective University Evaluation）を毎年実施している。この取組みの主な目的は、産業界のさまざまな分野で必要とされる能力を基に大学を評価するとともに、産業界が必要とする能力・技能と大学において養成される学生の能力との間にどの程度の差異が生じているのか明らかにし、カリキュラムの改善方法について検討することで、企業と大学の協力体制を作り上げていくことである。

この評価は、現在任意で実施されており、機関別評価認証制や大学への財源配分とは関係がないものの、ＫＣＵＥの加盟校の参加を得て２００８年からこの評価が実施されている。評価対象となる分野は毎年選定され、主要企業の代表者が参加して、大学のカリキュラム、インターンシップ、卒業生の技能などについて評価や助言が行われている。２０１０年には、エレクトロニクス、半導体、コンピュータ、通信などのＩＴ分野の課程を持つ大学７４校とＩＴ関連企業４１社がこの評価に参加した。

[8] 原典には「現在は韓国語のみで提供」と記載があるが、国内大学の国際的な認知度の向上と中国からの優秀な留学生受入れ拡大のために、韓国語版ウェブサイトに加えて、英語版サイト（「Higher Education in Korea」、2011 年 10 月）・中国語版サイト（「韩国大学资讯网」、2012 年３月）も開設している。

４．学問分野別の評価

ＫＣＵＥは機関別の評価機関としての役割の他に、１９８２年から１９９０年に学問分野別の評価を、１９９２年から２００８年には正式な学問分野別の評価認定制を実施していた。学問分野別の評価の目的は、大学の教育・研究能力、施設、運営管理の体系的分析を通じて特定の学問分野の質を評価し、評価結果を公表することで、改善を促すことであった。物理学、電子工学、化学、機械工学、生物学、化学工学、経営学、会計学、看護学、薬学等の中から毎年１～３つの学問分野を選定し、主としてピア・レビューにより大学の学部または学科を対象に評価が行われた。

２０１０年に導入された新たな評価制度の下では、評価・認証を行おうとする機関は、教育科学技術部の認定を得ることが必要となった。したがって、学問分野別の評価についても、特定の学問分野を専門に評価する、教育科学技術部認定の専門評価認証機関が実施することとなった。このような国が認定した専門評価認証機関として、韓国看護評価院（Korean Accreditation Board of Nursing）、韓国建築学教育認証院（Korea Architectural Accrediting Board）、韓国経営教育認証院（Korean Association of Business Education Accreditation）、韓国工学教育評価認証院（Accreditation Board for Engineering Education of Korea）などがある。[9]

[9] また、法学専門大学院を置く大学は、大韓弁護士協会所属の法学専門大学院評価委員会の評価を受けなければならないことが、「法学専門大学院の設置・運営に関する法律」に定められている。

Ⅲ. 高等教育法 [10]

[施行日：２００９年１月３０日]
[法律第９３５６号、２００９年１月３０日、一部改正]

教育科学技術部（生涯教育政策課）02-2100-6380～4

第１章　総則

第１条（目的）

この法律は「教育基本法（Framework Act on Education)」第９条の規定に従い、高等教育に関する事項を定めることを目的とする。(２００５年１１月２２日改正)

第２条（学校の種類）

高等教育を実施するために、次の各号に掲げる学校を設置するものとする。(２００７年１０月１７日改正)

１．　大学
２．　産業大学
３．　教育大学
４．　専門大学
５．　放送通信大学及びサイバー大学（以下「遠隔大学」という。）
６．　技術大学
７．　各種学校

第３条（国立、公立、私立学校の区分）

第２条の各号に掲げる学校（以下「学校」という。）は、国が設置及び運営する国立学校、地方自治体が設置及び運営する公立学校（市立学校や道立学校に区分することもできる)、学校法人が設置及び運営する私立学校に区分する。

第４条（学校の設置等）

（１）　学校を設置しようとする者は、施設及び設備に関して、大統領令が定めるところにより、その設置基準を順守しなければならない。
（２）　国以外の者が学校を設置しようとする場合、教育科学技術部長官の認可を受けなければならない。(２００１年1月２９日、２００８年2月２９日改正)

[10] 本法は、2009 年 1 月 30 日以降、改正がなされている。原文は韓国法制処ウェブサイト（Ministry of Government Legislation：http://www.law.go.kr/）を参照。

（３） 公立及び私立学校の設置者及び／又は運営責任者が学校を閉鎖する場合、若しくは大統領令に規定する重要事項を変更する場合、教育科学技術部長官の認可を受けなければならない。（２００１年1月２９日、２００８年2月２９日改正）

第５条（指導及び監督）

（１） 学校に対する指導及び監督は、教育科学技術部長官が行うものとする。（２００１年1月２９日、２００８年2月２９日改正）

（２） 教育科学技術部長官は、学校を指導及び監督するため、必要に応じて、大統領令の定めるところにより、学校の長に対して関連資料の提出を求めることができる。（１９９９年8月３１日、２００１年1月２９日、２００８年2月２９日追加）

第６条（学校規則）

（１） 学校の長（学校を設置する場合は、設置しようとする者）は、法律の範囲内で学校規則（以下「学則」という。）を制定又は改正することができる。

（２） 学校の長が学則を制定した場合、又は学務、学生の身分の変更、学内組織の設置及び運営に関わる事項の中で大統領令に定める重要事項を改正した場合は、改正した日から１４日以内に教育科学技術部長官に報告しなければならない。（２００１年1月２９日、２００７年4月２７日、２００８年2月２９日改正）

（３） 学則で定めるべき事項、学則の制定及び改正の手続き、並びに報告に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第７条（教育財政）

（１） 国及び地方自治体は、学校がその目的を達成するために必要な資金を支援又は助成することができる。

（２） 学校は、教育科学技術部長官令に定めるところにより、予算及び決算書を開示しなければならない。（２００１年1月２９日、２００８年2月２９日改正）

第８条（実習費の支給）

国は、学術研究の振興及び教育研究の奨励のため、実習費、研究費、又は奨学金の支給その他必要な措置を講じなければならない。

第９条（学校間相互連携の支援）

国及び地方自治体は、学校間の教員交流及び共同研究を活性化するための支援を行わなければならない。

第１０条（学校協議体）

（１） 大学、産業大学、教育大学、専門大学、及びサイバー大学は、高等教育の発展を目的として、各校の代表者で構成される協議体を運営することができる。（２００７年１０月１７日改正）

（２） 第１項に規定される協議体の組織及び運営に関しては、法律で別に定めるものとする。

第１１条（授業料等）

（１） 学校の設置者及び／又は運営責任者は授業料その他の納付金を受けることができる。

（２） 授業料その他の納付金の徴収に必要な事項は、教育科学技術部長官令で定める。（２００１年1月２９日、２００８年2月２９日改正）

第１１条の２（評価）

（１） 学校は、教育科学技術部長官令の定めるところにより、学校の教育、研究、組織、運営、施設、設備に関する事項を自ら点検・評価し、その結果を開示しなければならない。（２００８年2月２９日改正）

（２） 教育科学技術部長官により認定を受けた機関（以下「認定機関」という。）は、大学の要請に応じて、運営全般及び教育課程（学部・学科を含む）の運営を評価又は認証することができる。（２００８年2月２９日改正）

（３） 教育科学技術部長官は、評価機関、第１０条に定める学校協議体若しくは学術振興のための機関又は団体を、認定機関として指定することができる。（２００８年2月２９日改正）

（４） 政府が大学を行政的及び財政的に支援しようとする場合には、第２項による評価又は認証の結果を活用することができる。

（５） 第２項の評価又は認証、認定機関の指定、及び第４項の評価又は認証結果の活用に必要な事項は、大統領令で定める。（２００７年１０月１７日追加）

第２章　学生及び教職員

第１節　学生

第１２条（学生の自治活動）

学生の自治活動は奨励及び保護され、その組織及び運営に関する基本事項は、学則で定めるものとする。

第１３条（学生への懲戒）

（１） 学校の長は、必要があると認めるときは、法律と学則に従い学生に懲戒を加えることができる。

（２） 学校の長が学生に懲戒を加えようとする場合、学生の意見を聴取する機会を設けるなど、適切な手続きを踏まなければならない。

第２節　教職員

第１４条（教職員の種類）

（１） 学校には学校の長として学長又は総長を置く。（２００９年1月３０日改正）

（２） 学校の教員は、第１項に規定する学長及び校長の他に、教授、副教授、助教授、専任講師に区分される。

（３） 学校には学校運営に必要な事務職員等の職員及び教育補助者を置く。

（４） 第１項から第３項の定めるところにより、いずれの学校にも教員、職員、及び補助員（以下「教職員」という。）を置く。

第１５条（教職員の職務）

（１） 学長及び総長は学務を監督し、教職員を統括し、学生を指導する。

（２） 教員は学生を教育指導し、また、学術研究を行う。必要に応じて、教員は学術研究又は産学協力に専念することができる。

（３） 事務職員等の職員は、学校事務その他の業務を担当する。

（４） 補助員は教育、研究及び学務を補助する。

第１６条（教員及び補助員の資格）（１９９９年8月３１日改正）

教員及び補助員となる者の資格並びに認定に関する事項は、大統領令で定める。（１９９９年8月３１日改正）

第１７条（兼任教員等）

学校は、第１４条第２項に規定する教員の他に、大統領令に基づき、兼任教員、名誉教授、非常勤講師を置き、教育又は研究に当たらせることができる。

第３章　学校

第１節　通則

第１８条（学校の名称）

（１）学校の名称は、国立学校の場合は大統領令により定め、公立学校の場合は地方自治体条例により定めるものとする。私立学校の場合、学校の名称は学校法人設立規約に基づき定めるものとする。

（２）第１項に基づき学校名を決定する際、その学校の設置目的の特徴を示すために、大統領令に規定する範囲内で、第２条に規定される学校の種類と異なる名称とすることができる。

第１９条（学校の組織編制）

（１）学校は、その設置目的を達成するため、大統領令に規定する範囲内で必要な組織を置かなければならない。

（２）学校の組織編制に関する基本事項は、国立学校の場合は大統領令及び学則により、公立学校の場合は地方自治体条例及び学則により、私立学校の場合は学校法人設立規約及び学則により定める。

第２０条（学年度等）

（１）学校の学年度は３月１日から翌年２月末日までとする。ただし、サイバー大学の学年度は９月１日から翌年８月末日までとすることができる。（２００７年１０月１７日改正）

（２）学期、授業数、並びに休業日の数に関する事項は、大統領令に規定する範囲内で学則により定める。

第２１条（教育課程の運営）

（１）学校は学則に則って教育課程を運営しなければならない。但し、外国の大学と共同運営される教育課程は、大統領令によりこれを定める。（１９９９年8月３１日改正）

（２）教育課程の修了は成績及び単位制により決定されなければならない。１単位当たりに必要な時間数は、大統領令により定めるものとする。（１９９９年8月３１日改正）

第２２条（授業等）

（１）学校の授業は通常授業、夜間授業、夏期講座、放送・通信授業に分類されるものとする。

（２）学校は、学生の現場適応力を向上させるため、学則に従って実習学期制を運用することができる。

第２３条（単位の認定等）

（１）学校は、次の各号のいずれかに該当する学生の取得した単位については（学生の入学前も含む）、学則に従い、当該学校で取得した単位として認定することができる。（２００７年7月１３日、２００８年3月２８日改正）

１．学生が韓国国内及び国外の別の大学で単位を取得した場合。

２．「韓国兵役法」（Military Service Act）に定める徴集、召集、又は志願により過去に入営した、又は現在兵役に就いている者（以下「兵役義務履行者」という。）が、「単位の認定等に関する法律」（Act on Recognition of Credits, etc.）第３条等の定めるところにより、関連機関が提供する研修課程及び教育課程のうち認定された課程を修了することにより単位を取得した場合。

３．韓国国内及び国外の高等学校、並びに第２条各項に定める学校（他の法律が定める高等教育機関を含む）において、学生が大学教育課程と同等のカリキュラムを修了した場合。

（２）学校は、韓国兵役法第７３条第２項の定めにより、休暇中に単位取得を目的とした兵役義務履行者の入学が許可された場合、大統領令に定める範囲内で、学則に基づき当該者が取得する単位の上限を設定することができる。（２００７年1月１９日全面改正）

第２３条の２（編入）

学校は、次の各号に掲げる単位について学則に規定された要件を満たして取得した者を、編入生として選抜することができる。（２００５年１１月２２日改正）

１．韓国国内及び国外の別の学校で取得した単位

２．単位の認定等に関する法律によって取得した単位

３．生涯教育法により取得した単位

（１９９９年8月３１日追加）

第２４条（分校）

学校の設置者又は運営責任者は、大統領令の定めるところにより、教育科学技術部長官の認可を受けて、韓国国内及び国外に分校を設置することができる。（２００１年1月２９日、２００８年2月２９日改正）

第２５条（研究施設等）

学校は設置目的を達成するために研究所等の機関を設置することができる。

第２６条（公開講座）

学校は学則に従い、学生以外の者を対象に公開講座を開催することができる。

第２７条（外国で取得した博士号の報告）

（１）外国で博士号を取得した者は、大統領令の定めるところにより、教育科学技術部長官にその旨を報告しなければならない。（２００１年1月２９日、２００８年2月２９日、２００８年3月２８日改正）

（２）教育科学技術部長官は、外国学校の博士号及び博士号に関する地方自治体の認定の状況等、外国の学位に関する情報システムを設置しなければならない。（２００８年3月２８日追加）

第２節　大学及び産業大学

第１款　大学

第２８条（目的）

大学は、人格を形成し、国及び人間社会の発展に必要な深遠な理論及びその応用方法を教授研究し、国と人間社会に寄与することを目的とする。

第２９条（大学院）

（１）大学（産業大学、教育大学、遠隔大学を含む。以下この条において同じ。）は大学院を置くことができる。ただし、サイバー大学は、教育条件及びカリキュラム運営の評価等、大統領令に定める要件が満たされた場合にのみ、大学院の設置が認められる。（２００７年１０月１７日改正）

（２）大学院は、必要に応じて、学位を授与しない研究課程を置くことができる。

（３）学位、研究課程及びその運営に関する事項は、大統領令により定める。（２００７年7月２７日改正）

第２９条の２（大学院の種類）

（１）大学院は主たる教育目的により次の各号のとおり分類される。

１．一般大学院：学術の基礎理論及び高度な学術の研究を目的とする大学院

２．専門大学院：専門職の人材育成に必要な実務理論の応用及び研究開発を主な目的とする大学院

３．特殊大学院：社会人又は一般成人の生涯教育を主な目的とする大学院

（２）大学（大学院大学は除く）は、一般大学院及び専門大学院、又は特殊大学院を置くことができる。産業大学及び教育大学は、専門大学院又は特殊大学院を置くことができる。放送通信大学は、特殊大学院を置くことができる。大学院大学は、専門大学院及び特殊大学院のうちいずれか一つを置くことができる。

（３）専門大学院のうち法学専門大学院の設置及び運営に関する事項は、別に法律で定める。（２００７年7月２７日追加）

第３０条（大学院大学）

特定分野において専門職の人材育成が必要とされる場合、第２９条第１項に関わらず、大学院のみを持つ大学（以下「大学院大学」という。）を設置することができる。

第３１条（修業年数）

（１）大学（大学院大学を除く）の修業年数は４年から６年とする。ただし、修業年数が６年の場合は、大統領令でこれを定める。（１９９９年8月３１日改正）

（２）大学院の修業年数は次の各号のとおりとする。

１．修士課程及び博士課程： それぞれ２年以上

２．修士課程と博士課程を併せた課程： ４年以上

（３）第１項及び第２項に定める修業年数は、学則に規定する単位を取得した者については、第１項及び第２項に関わらず、大統領令に基づき短縮することができる。

第３２条（収容定員）

大学（産業大学、教育大学、専門大学、遠隔大学、技術大学、各種学校を含む）の収容定員に関する事項は、大統領令の範囲内で学則に基づき決定するものとする。（２００７年１０月１７日改正）

第３３条（入学資格等）

（１）大学（産業大学、教育大学、専門大学、遠隔大学を含み、大学院大学を除く）へ入学できる者は、高等学校を卒業した者、又は法律によりこれと同等の学力があると認められた者とする。（２００７年１０月１７日改正）

（２）修士課程、並びに修士課程と博士課程を併せた課程に入学できる者は、学士の学位を取得した者、又は法律によりこれと同等の学力があると認められた者とする。

（３）博士課程に入学できる者は、修士の学位を取得した者、又は法律によりこれと同等の学力があると認められた者とする。

第３４条（学生の選抜方法）

（１）大学（産業大学、教育大学、専門大学、遠隔大学を含み、大学院大学を除く）の長は、一般選考又は特別選考により、第３３条第１項に規定する入学資格のある者の中から入学する学生を選抜するものとする。（２００７年１０月１７日改正）

（２）第１項に定める一般選考又は特別選考の方法、並びに学生選抜の日程及び運営に関する事項は大統領令で定める。（１９９９年8月３１日改正）

（３）教育科学技術部長官は、入学選抜資料として使用するために、大統領令に規定する試験を実施することができる。（１９９９年8月３１日、２００１年1月２９日、２００８年2月２９日追加）

（４）試験で不正行為を行った者は、その試験結果を無効とし、試験が実施された翌年の受験資格を剥奪されるものとする。但し、公正な試験で禁止されている用具の所持若しくは持込、監督者の指示に対する違反等の教育科学技術部長官が指定する軽微な不正行為の場合はこの限りではない。（２００５年１１月２２日、２００６年7月１９日、２００８年2月２９日改正）

（５）第４項の定めるところにより受験資格を剥奪されている者は、第３項に規定する試験に受験申請してはならない。（２００５年１１月２２日追加）

（６）第４項の定めるところにより受験資格を剥奪されていた者が、資格剥奪期間満了後に第３項に規定する試験に受験申請しようとする場合、当該者は教育科学技術部長官が定める２０時間の人格教育を修了していなければならない。（２００５年１１月２２日、２００６年7月１９日、２００８年2月２９日追加）

第３５条（学位の授与）

（１）学則に定める大学（産業大学及び教育大学を含み、大学院大学を除く）の課程を修了した者に対し学位を授与するものとする。

（２）学則に定める大学院の課程を修了した者に対し当該課程の修士又は博士の学位を授与するものとする。

（３）修士課程と博士課程を併せた課程を中途退学した者が、学則に定める修士の学位授与要件を満たしている場合、当該者に対し修士の学位を授与することができる。

（４）博士課程を持つ大学院を置く学校は、名誉博士号を授与することができる。

（５）学位の種類と授与に関する事項は、大統領令で定めるものとする。

（６）（１９９９年8月３１日削除）

第３６条（非正規入学）

（１）大学（産業大学、専門大学、遠隔大学を含む）は、第３３条第１項に規定する入学資格を有する者を、科目等履修生として入学を許可し、授業に参加させることができる。（２００７年１０月１７日改正）

（２）第１項に規定する科目等履修生として入学できる者の選抜方法及び登録者の数に関する事項は、大統領令に基づき定めるものとする。

第２款　産業大学

第３７条（目的）

産業大学の目的は、産業界で求められる学術及び専門の知識と技術を研究調査するために教育を受けることを希望する者に対して高等教育の機会を提供し、国と社会の発展に寄与できる産業人材を育成することである。

第３８条（修業年数）

産業大学の修業年数及び入学年齢は、これを制限してはならない。

第３９条（カリキュラムの認定）

産業大学（専門大学を含む）は、他の学校、研究機関、企業により実施された教育、研究又は実務を、学則に定めるカリキュラムとして認定することができる。

第４０条（企業による委託教育）

（１）産業大学（専門大学、遠隔大学を含む）は、企業（組織の一部として企業を所有するものを含む）からの委託を受けて、または企業に委託して教育を実施することができる。（１９９９年8月３１日、２００７年１０月１７日改正）

（２）第１項に規定する企業の委託教育に必要な事項は、大統領令で定めるものとする。

第４０条の２（産業大学閉鎖後に大学を設置する場合の特別要件）

この法律の施行時に産業大学を設置及び運営している国又は学校法人が、産業大学を閉鎖し大学を設置しようとする場合、大統領令に規定する設置基準の特別要件を満たさなければならない。（２００８年3月２８日追加）

第３節　教育大学等

第４１条（目的）

（１）教育大学は、小学校教員の養成を目的とする。

（２）大学に置かれる「師範大学」は中等学校の教員を養成するものとする。

（３）大学は、特別の必要のある場合においては大統領令の規定により教員養成のための課程として「教育科」を置くことができる。

第４２条（教育大学の設置及び修業年数）

（１）教育大学は国又は地方自治体により設置されるものとする。

（２）教育大学の修業年数は４年とする。

第４３条（総合教員養成大学）

（１）国及び地方自治体は、特別の必要のある場合において、大統領令に基づき、教育大学及び師範大学の目的を達成できる大学（以下「総合教員養成大学」という。）を設置することができる。

（２）この法律の教育大学に関する事項は、特段の規定がある場合を除き、総合教員養成大学に適用するものとする。

第４４条（目標）

教育大学、師範大学、総合教員養成大学、及び教育科は、設置目的の実現に向けて次の各号に掲げる目標を達成するために、学生に対して教育を実施するものとする。

１．教員としての確固とした価値観と健全な倫理観を持たせること

２．教育理念及び具体的な実践方法を経験させること

３．生涯を通じて教員の資質と能力を向上させるための基礎を確立させること

第４５条（附属学校）

（１）教育大学、師範大学、及び総合教員養成大学は、学生の教育現場での実践と実習のため、次の各号に掲げる附属学校を置くことができる。

１．教育大学：小学校

２．師範大学：中学校及び高等学校

３．総合教員養成大学：小学校、中学校及び高等学校

（２）国立、公立又は私立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校は、第１項に関わらず、特別の必要のある場合において附属学校に代わることができる。

（３）教育大学、師範大学、及び総合教員養成大学は、必要に応じて、第１項に定める附属学校の他に、附属の幼稚園、小学校及び特別支援学校を設置することができる。

（４）教育大学、国立又は公立の師範大学、及び総合教員養成大学に附属する幼稚園、小学校、中学校及び高等学校は、特別支援教育を必要とする幼児、児童、生徒のために特別支援学級を設置しなければならない。（２００５年１１月８日追加）

（５）第４項に定める特別支援学級の設置基準は、障害者特別支援教育法（Act on Special Education for the Disabled Persons）第２７条等に準拠するものとする。（２００５年１１月８日、２００７年5月２５日追加）

第４６条（臨時の教員研修機関）

教育科学技術部長官は、教員の需給の観点から短期間のうちに教員を養成する必要性がある場合、大統領令に従い、臨時の教員養成機関及び臨時教員研修機関を設置又は設置を認可することができる。（２００１年1月２９日、２００７年7月１３日、２００８年2月２９日改正）

第４節　専門大学

第４７条（目的）

専門大学は、各分野における専門的な知識と理論を教授研究し、才能を練磨して、国の発展に必要な専門職業人を育成するものとする。

第４８条（修業年数）

（１）専門大学の修業年数は２年から３年とする。ただし、修業年数が３年の場合は、大統領令に基づきこれを定めるものとする。（１９９９年8月３１日改正）

（２）学則で指定されている以上の単位を取得した者については、第１項に関わらず、大統領令に従い修業年数を短縮することができる。（２００２年8月２６日追加）

第４９条（専攻課程）

専門大学は、専門大学を卒業した者に教育を行うために、大統領令に従い専攻課程を設置及び運営することができる。

第５０条（学位の授与）

（１）専門大学は学則に規定する課程を修了した者に対して学位を授与する。

（２）準学士の種類及び授与に関する事項は大統領令で定めるものとする。

（３）削除（１９９９年8月３１日）

第５０条の２（専攻課程の学位授与）

（１）第４９条に規定する専攻課程に入学し、学則に定める課程を修了した者に対して、学士の学位を授与することができる。

（２）第１項に規定する学士の学位を授与できる専攻課程を設置及び運営しようとする者は、教育科学技術部長官の認可を受けなければならない。（２００８年2月２９日改正）

（３）第１項に規定する専攻課程に入学できる者は、同一分野で専門大学を卒業し、当該関連分野に従事した経験を有していなければならない。

（４）第１項から第３項に定める学士号の種類及び授与、認定基準、並びに入学資格に関する特別の事項について必要な事項は、大統領令で定めるものとする。
（２００７年7月１３日追加）

第５１条（編入）

専門大学を卒業した者、又は法律により専門大学卒業者と同等以上の学力があると認められた者は、大学、産業大学又は遠隔大学へ編入することができる。（２００７年１０月１７日改正）

第５節　遠隔大学　（２００７年１０月１７日改正）

第５２条（目的）

遠隔大学は、情報通信メディアを通じた遠隔教育により高等教育を受ける機会を提供し、一般に開かれた学習社会を実現するとともに、国と社会に必要な才能ある人材の育成により、生涯教育の発展に寄与することを目的とする。（２００７年１０月１７日改正）

第５３条（遠隔大学のカリキュラム及び修業年数）　（２００７年１０月１７日改正）

（１）遠隔大学は、大統領令の規定により準学士課程及び学士課程を置くことができる。（２００７年１０月１７日改正）

（２）放送大学、通信制大学及び放送通信大学における準学士課程の修業年数は２年、学士課程の修業年数は４年とする。（２００７年１０月１７日改正）

（３）サイバー大学における準学士課程の修業年数は２年以上、学士課程の修業年数は４年以上とする。（２００７年１０月１７日追加）

第５４条（学位の授与）

（１）学則の規定により遠隔大学の学士課程を修了した者に対し、学士の学位を授与するものとする。（２００７年１０月１７日改正）

（２）学則の規定により遠隔大学の準学士課程を修了した者に対し、準学士の学位を授与するものとする。（２００７年１０月１７日改正）

（３）第１項及び第２項に規定する学位の種類及び授与に関する事項は、大統領令で定める。

（４）削除（１９９９年8月３１日）

第６節　技術大学

第５５条（目的）

技術大学は、企業の現場で専門知識及び専門技術を研究訓練するための教育を企業労働者に提供することにより、理論と実践的能力を有する専門職業人を育成することを目的とする。

第５６条（技術大学の課程及び修業年数）

（１）技術大学には、専門学士課程及び学士課程を置く。

（２）第１項に規定する各課程の修業年数はそれぞれ２年とする。

第５７条（入学資格等）

（１）技術大学の専門学士課程に入学できる者は、高等学校を卒業した者又は法律によりこれと同等の学力があると認められた者、及び大統領令に規定された一定期間企業に従事した者とする。

（２）技術大学の学士課程に入学できる者は、専門大学を卒業した者又は法律によりこれと同等の学力があると認められた者、及び大統領令に規定された一定期間企業に従事した者とする。

（３）技術大学の学生は、第１項及び第２項に規定された資格のある者から選抜するものとする。また、選抜方法は大統領令に従い学則で定めるものとする。

第５８条（学位の授与）

（１）専門学士課程に入学し、学則に従い当該課程を修了した者に対し、専門学士の学位を授与するものとする。

（２）学士課程に入学し、学則に従い当該課程を修了した者に対し、学士の学位を授与するものとする。

（３）第１項及び第２項に規定する学位の種類及び授与に関する事項は、大統領令で定めるものとする。

（４）削除（１９９９年8月３１日）

第７節　各種学校

第５９条（各種学校）

（１）各種学校とは、第２条第１項から第６項までに規定する学校に類似した教育機関をいう。

（２）各種学校は、第２条第１項から第６項までに記載の学校に類似した名称を使用してはならない。

（３）教育科学技術部長官は、大統領令の定めるところにより、国立の各種学校の設置及び運営に関する権限を中央行政機関の長に委託することができる。（２００１年1月２９日、２００８年2月２９日改正）

（４）第３５条第１項及び第５項、並びに第５０条の規定は、大学及び専門大学に相当する各種学校のうち、上級の学位課程に入学できる認定校として教育科学技術部長官の指定を受けた各種学校に対して適用される。（１９９９年8月３１日、２００１年1月２９日、２００８年2月２９日改正）

（５）各種学校に関して他に必要な事項は、教育科学技術部長官令により決定される。（２００１年1月２９日、２００８年2月２９日改正）

第４章　補足規定及び罰則条項

第６０条（是正及び変更命令）

（１）学校が、施設、設備、授業、及び学務に関して、教育法若しくは法律に基づく規定又は学則に違反した場合、教育科学技術部長官はその学校の設置者、運営責任者又は学校の長に対して一定期間、当該違反行為の是正又は変更を命じることができる。（２００１年1月２９日、２００８年2月２９日改正）

（２）第１項に規定する是正・変更命令を受けた者が、正当な理由なく指定期間内にその命令を履行しない場合、教育科学技術部長官は当該違反行為を中止又は停止することができる。若しくは当該校の収容定員の削減、学科の閉鎖、又は学生募集停止の措置を講じることができる。（２００１年1月２９日、２００８年2月２９日改正）

第６１条（学校業務の停止及び学校一時閉鎖の命令）

（１）教育科学技術部長官は、自然災害等の緊急事態により通常の授業の実施が不可能であると判断した場合、学校の長に対し、当該学校の一時閉鎖を命じることができる。（２００１年1月２９日、２００８年2月２９日改正）

（２）第１項に規定する命令を受けた学校の長は、速やかに学校を一時閉鎖しなければならない。

（３）第１項に定める命令にも関わらず、学校の長が学校の一時閉鎖を実施しない場合、又は特別かつ緊急の理由がある場合、教育科学技術部長官はその学校を一時閉鎖させる措置を講じることができる。（２００１年1月２９日、２００８年2月２９日改正）

（４）第１項及び第２項に従い一時閉鎖となった学校は、授業の実施及び学生の通学を停止しなければならない。第３項に従い一時閉鎖となった学校は、閉鎖中は基本的な運営業務を除くすべての機能を停止しなければならない。

第６２条（学校の閉鎖）

（１）次の各号に掲げるいずれかの理由により通常の学務の運営が不可能な場合、教育科学技術部長官は当該学校法人に対して学校の閉鎖を命じることができる。（２００１年1月２９日、２００８年2月２９日改正）

１．学校の長、設置者、又は運営責任者が、本法律又は本法律に基づく命令に故意又は過失により違反した場合

２．学校の長、設置者、又は運営責任者が、本法律又は教育関連法に基づく教育科学技術長官令に繰り返し違反した場合

３．休業期間を除き、学校が連続して３か月以上授業を行わなかった場合

（２）教育科学技術部長官は、第４条第２項に規定する学校設置の認可又は第２４条に規定する分校設置の認可を受けることなく学校の名称を使用した者、又は学生募集を行い施設を事実上の学校として運営した者に対して、当該施設の閉鎖を命じることができる。（１９９９年8月３１日、２００１年1月２９日、２００８年2月２９日改正）

第６３条（聴聞会）

教育科学技術部長官は、第６２条に基づき学校又は施設の閉鎖を命じようとする場合、聴聞会を開くものとする。（２００１年1月２９日、２００８年2月２９日改正）

第６４条（罰則条項）

（１）次の各号のいずれかに該当する者は、３年以下の懲役又は２，０００万韓国ウォン以下の罰金に処する。

１．第４条第２項に規定する学校設置の認可又は第２４条に規定する分校設置の認可を受けることなく学校の名称を使用した者又は学生募集を行い、施設を事実上の学校として運営した者

２．第４条第３項に違反して、閉鎖又は変更の認可を取得しなかった者

３．虚偽行為又は不正手段により、第４条第２項又は第４条第３項に基づく学校の設置、閉鎖又は変更の認可、又は第２４条に基づく分校設置の認可を受けた者

（２）次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は５００万韓国ウォン以下の罰金に処する。

１．第６０条第１項に基づく命令に違反した者

２．第６２条第１項に基づく命令に違反した者

３．第３３条及び第５７条に基づく入学資格のない者の入学を許可した者
４．第３５条第１項(第５９条第４項において準用する場合を含む)から第３項まで、第５０条第１項（第５９条第４項において準用する場合を含む)、第５４条第１項及び第２項、又は第５８条第１項及び第２項に規定する条項に違反して、学位を授与した者

附則（第８６３８号、２００７年１０月１７日）

第１条（施行日）
この法律は、公布の日から６か月後にこれを施行する。

第２条（サイバー大学形式の生涯教育施設に関する暫定措置）
（１）「生涯教育法」第２２条第３項の定めるところによりサイバー大学の形態による生涯教育施設を設置及び運営する者が、その施設を同法に定めるサイバー大学に移行しようとする場合、教育人的資源部長官（Minister of Education & Human Resources Development）に申請し、認可を受けなければならない。
（２）教育人的資源部長官が、第１項に規定するサイバー大学の形態による生涯教育施設からサイバー大学への移行を認可する場合、同長官は教育状況、教育課程の運営等を評価し、評価結果を認可の決定に反映しなければならない。
（３）第１項及び第２項に規定する施設の移行の申請、及び評価及び認可の申請に必要な事項は、大統領令で定めるものとする。

第３条（卒業生に関する暫定措置）
この附則の第２条第１項の規定に基づき認可を受けたサイバー大学の形態による生涯教育施設を卒業した者は、この法律によるサイバー大学を卒業した者と見なされる。

第４条（学位に関する暫定措置）
この附則の第２条第１項の規定に基づきサイバー大学への移行が認可されたサイバー大学の形態による生涯教育施設から授与された卒業記及び学士の学位は、この法律の規定に従って授与されたものと見なされる。

第５条（学生に関する暫定措置）
この附則の第２条第１項の規定に基づきサイバー大学への移行が認可されたサイバー大学の形態による生涯教育施設の学生は、この法律によるサイバー大学の在籍学生と見なされる。

附則（第９３５６号、２００９年1月３０日）

第１条（施行日）

この法律は、公布の日にこれを施行する。

第２条（他の法律の修正）

（１）韓国専門大学教育協議会法（Korea Council for University College Education Act）の一部を次のとおり修正する。

第２条第１項及び第３項に定める「専門大学の学長」を「専門大学の長」に修正する。

（２）公務員倫理法（Public Service Ethics Act）の一部を次のとおり修正する。

第３条第１項第７号及び第１０条第１項第７号に定める「専門大学の学部長」を「専門大学の学長」に修正する。

（３）国立韓国農業大学の設置に関する法律（Act on the Establishment of the Korea National Agricultural College）の一部を次のとおり修正する。

第６条第１項第７号及び第８条第２項に定める「学部長」を「国立韓国農業大学の学長」に修正する。

大学機関別評価認証ハンドブック
２０１２

目　次

Ⅰ.　概　要 …… 3

Ⅱ.　プロセス …… 8

Ⅲ.　判　定 …… １３

I. 概　要

１．大学評価の発展

Ａ．大学の総合評価

□　韓国大学教育協議会（Korean Council for University Education：ＫＣＵＥ）（以下「ＫＣＵＥ」という。）は、韓国大学教育協議会法第１８条に基づき、１９８２年の設立以来、大学評価を実施してきた。１９８２年から１９８６年までを第１周期、１９８８年から１９９２年までを第２周期として、大学全体についての評価を２周期実施した。（なお、１９９１年からは「総合評価」という用語が用いられていた）。

□　ＫＣＵＥの総合評価は、すべての大学に毎年書類を提出させる形式で実施され、書類に記入された数値的な指標について、大学への訪問調査を通じてそれらが達成されているか確認された。評価の２周期目では、大学間の自律的な評価に適合するような目標を設定することと、大学がさらに自己改善を押し進めることに重点が置かれた。

Ｂ．大学総合評価認定制

□　１９８７年、教育改革に関する大統領諮問委員会は、大学評価制度について、大学評価認定制に移行し、評価制度の強化を図るべきであると提言した。ＫＣＵＥによる調査検討を経て、教育部は、まず１９９２年に学問分野別の評価を評価認定制に改正し、次いで大学総合評価認定制を１９９６年以降に導入することを発表した。

□　第１周期（１９９４～２０００年）
大学総合評価認定制（Comprehensive University Accreditation System）は１９９４年に導入された、７年を１周期とする制度である。１周期目の目標は、大学教育について、その質、効率性、説明責任、大学間の協力を高めるとともに、財源を強化して大学の改善に寄与することにあった。

□　第２周期（２００１～２００６年）
大学総合評価認定制の第２周期では、評価のサイクルが５年に短縮され、２００１年から２００６年まで実施された。２周期目は、１周期目の目標を基盤に置きながらも、２１世紀の大学教育に対する要請に合致し得るものとなるよう指導するとともに、各大学に対して専門化・差別化のための戦略を追求するよう奨励し、大学教育の質を国際水準にまで引き上げることに重点が置かれていた。

Ｃ．機関別評価認証制の導入

□ 新たに改正・施行された法律に従い、現在では、大学の自己評価が義務化され、機関別の評価認証が、政府認定の機関により実施されている。このことに伴い、ＫＣＵＥに附置された大学評価院（Korean University Accreditation Institute）は、機関別評価認証制（Institutional Accreditation System）における評価実施機関として認定を得るため、２００９年に策定した計画を基に申請を行い、２０１０年１１月１１日に教育科学技術部より機関別評価認証制の評価実施機関として認定を受けた。

□ ＫＣＵＥの大学評価院は、政府からの評価機関の認定を受けて、２０１１年に機関別の評価認証を開始する。

２．機関別評価認証制の背景

Ａ．外国で学ぶ学生の急激な増加に伴う、国際社会からの高等教育質保証への要請の増加

□ 過去１５年間において外国で学ぶ高等教育の学生が世界的に急激に増加。１９９５年の１５万人から、２００５年には１５０万人へ増加した。２０２５年には７５０万人になると見込まれる。

□ 高等教育の流動性の時代
２００５年5月１９日に開催されたボローニャ・プロセスにおけるベルゲン会合：欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン（Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area）

□ 高等教育質保証の国際基準
ユネスコ・経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）：国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン（Guidelines on Quality Provision in Cross-Border Higher Education、２００５年１２月３０日）

□ 高等教育の質保証は、政府が包括的な責任を負うべきであるという要請

□ 自己評価及び外部による評価認証を通じた、高等教育の質の向上に対する大学の説明責任要請の増大

Ｂ．機関別評価認証制の法的根拠の確立

□　高等教育法第１１条の２（評価）（２００７年１０月改正）

□　教育機関の情報公開に関する特例法（２００７年５月施行）（Special Act on Information Transparency in Educational Organizations）

□　教育機関の情報公開に関する施行令（２００８年１１月施行）
（Enforcement Ordinance on Information Transparency in Educational Organizations）

□　高等教育機関の自己評価に関する規則（教育科学技術部令第２１号、２００８年１２月施行）（Regulations on Self-Reviews in Higher Education Organizations）

□　高等教育機関の評価・認証等に関する規定（大統領令第２１１６３号、２００８年１２月施行）（Regulations on Accreditation of Higher Education Organizations）

・この規定は、自己評価及び機関別評価認証の要件を個別に定めるとともに、政府認定機関のみに機関別評価認証制を実施する権限を認めるものである。これにより、大学は最短で２年サイクルにより自己評価を実施することが義務付けられている。また、大学は政府認定の評価・認証機関から機関別評価認証を受けることができる。

３．機関別評価認証制の目的・特徴

Ａ．定義

□　機関別評価認証：大学が教育機関として必要な基本的条件を満たしているか評価を行い、評価結果を公表することで、当該教育機関に対する社会の信頼を構築するための仕組み。

・　大学の一部局または一つのプログラムではなく、大学全体が評価の対象となる。
・　評価機関が示す基準を大学が満たしているか否かについて、専門家が判断する。
・　認定基準を満たしている大学はその旨が周知され、もって当該大学の社会的評価が上がる。

□　適格認定(Accredited)：機関別評価認証の結果として適格認定を得るということは、大学自身が求める、また大学の設置・運営その他の高等教育関連法令で要求されている教育の質に係る一定の水準の確保に必要な、大学の運営と教育に係る要素（大学の使命、教職員、カリキュラム、施設、財務、運営管理、地域支援等）において、最低限の条件を満たしているということを意味する。併せて、当該大学が継続的な質の改善に取り組んでいるという意味も含む。

B．基本方針

□　大学の教育成果の追求のため、学生の学習成果の達成を重視する

□　大学の自律性と真の独自性を追求する

□　質の保証と向上を目指す

□　求められる社会責任を果たし、国民からの信頼を得る

C．特徴

□　質の評価（evaluation）を重視した仕組み

・　評価によって機関別評価認証制の本質的な意義と目的を実証し、大学の質保証に対して判断を下す。

□　既存データ及び大学が隔年で作成する自己評価報告書の活用により、評価の負担を軽減

・　個々の大学を中心に、適格認定の本質的な目的に対応して定めた必須事項の事実を重視した評価
・　評価のプロセスで提出される自己評価報告書をできるだけ簡素化することで、ペーパーレスの評価を奨励
・　大学の既存の文書やウェブサイト上のデータ、大学の自己評価報告書等、既存の情報を中心に用いた評価

□　希望する大学に対して、専門家が特定の評価領域について評価・助言を与えるような、コンサルティング型の評価

・　大学の強みの伸長を専門的に行うコンサルティング
・　大学における教育の質の改善・補完を目的としたコンサルティング

□　大学の多様性を説明するための評価

・　大学の特徴･特色により、各評価領域[1]（Evaluation Categories）･評価分野（Evaluation Areas）の下に設けられている評価項目（Evaluation Criteria）を変更もしくは追加することができる。

[1] 原語について、Evaluation Categories は「評価領域」、Evaluation Areas は「評価部門」、Evaluation Criteria は「評価準拠」と示されている。なお、評価領域・分野・項目の説明は 15 ページの表「評価の基準」を参照。

※　大学が通常の評価項目の変更もしくは追加を希望する場合は、事前にＫＣＵＥ大学評価院と協議し、関連する証拠書類を提出しなければならない。

□　評価結果の実践的活用

・　優良事例を見出すことによって、当該大学の事例の周知とベンチマーキング情報の共有を図る。
・　評価結果は、教育能力向上プロジェクトや学資ローンプログラム等、政府の行財政事業の場面で活用される。

Ｄ．機関別評価認証制の実施体制

□　ＫＣＵＥは、評価認証の公平性と信頼性を確保するため、ＫＣＵＥに附置する大学評価院を独立の組織として運営している。

図：ＫＣＵＥ大学評価院の組織図

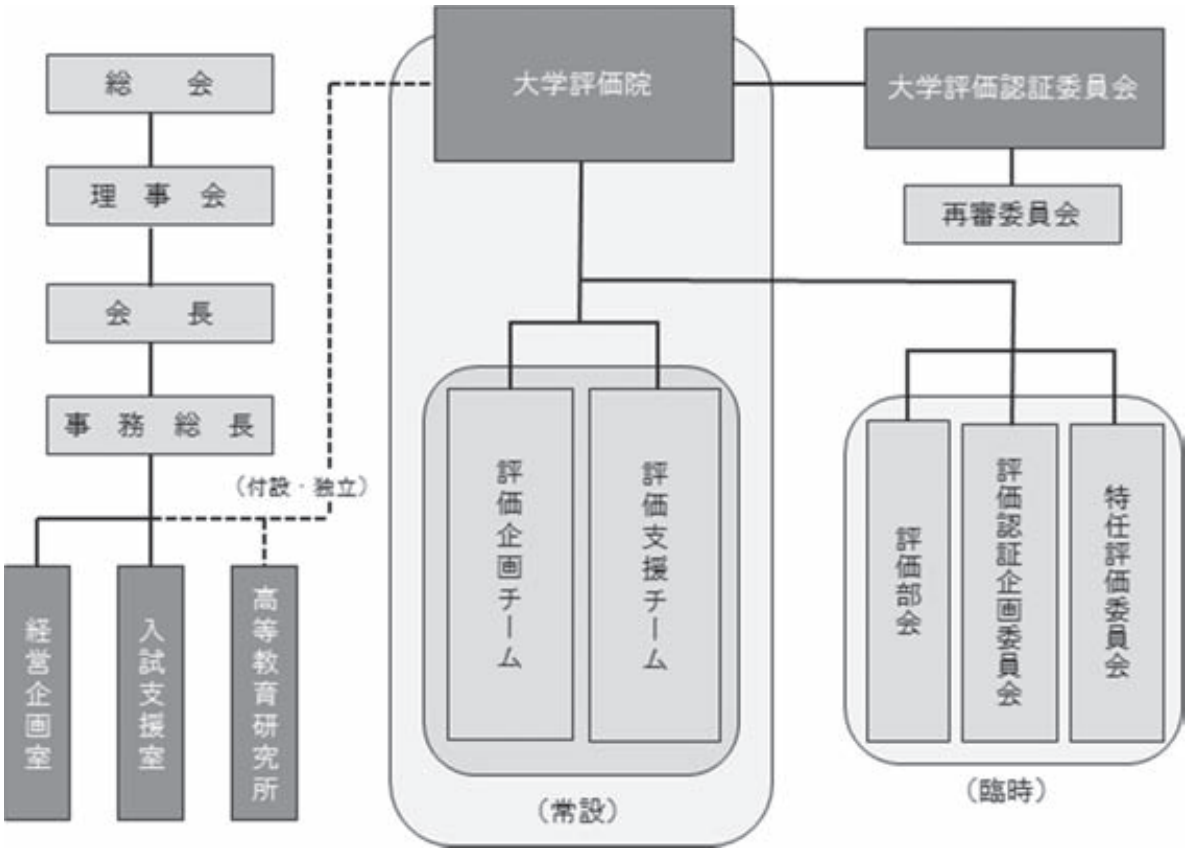

Ⅱ. プロセス

□ 機関別評価認証制のプロセスは５つの段階に分かれ、事前準備も含めると合計で１１の手順で構成される。

□ ５つの段階は、事前準備、自己評価、評価、判定、及びフォローアップで構成される。

・ 事前準備： 評価項目（Evaluation Criteria）の変更・追加に関して、大学と評価認証企画委員会の間で行われる事前協議。評価項目の変更もしくは追加を希望する大学は、訪問調査の少なくとも８か月前に申請書を提出する。

・ 自己評価： 自己評価は２つの手順に分かれる。手順１として、訪問調査の６か月前に評価を受けるための申請書が提出され、続く手順２では、訪問調査の４週間前に自己評価報告書が提出される。

・ 評価： 評価は４つの手順に分かれる。手順３では、訪問調査の３週間前に書面調査が実施され、手順４にて訪問調査が実施される。手順５では、評価部会の間で生じた評価内容の相違について調整が図られ、訪問調査の終了後５週間以内に評価結果報告書（案）が作成される。手順６では、対象大学から評価結果報告書（案）に対する意見が収集され、評価結果報告書がまとめられた後、８週間以内にＫＣＵＥの大学評価認証委員会へ提出される。

・ 判定： 判定のプロセスは２つの手順に分かれる。手順７では、大学評価認証委員会が評価結果を検討し、訪問調査から９週間以内に最終的な認定結果を発表する。手順８では、大学が認定結果に対して意見を申立てた場合、その申立ての内容について協議が行われる。

・ フォローアップ： フォローアップの内容は、大学が機関別評価認証の基準を満たしたか否かで異なる。適格認定を受けた大学に対してはモニタリングが行われる。一方、不認定となった大学にはさらに２つの追加措置が講じられる。すなわち、手順９として、訪問調査の後に、希望する大学に対してコンサルティングが実施され、また手順１０にて、大学が適格認定を受けるための再評価が行われる。

図１：機関別評価認証のプロセス

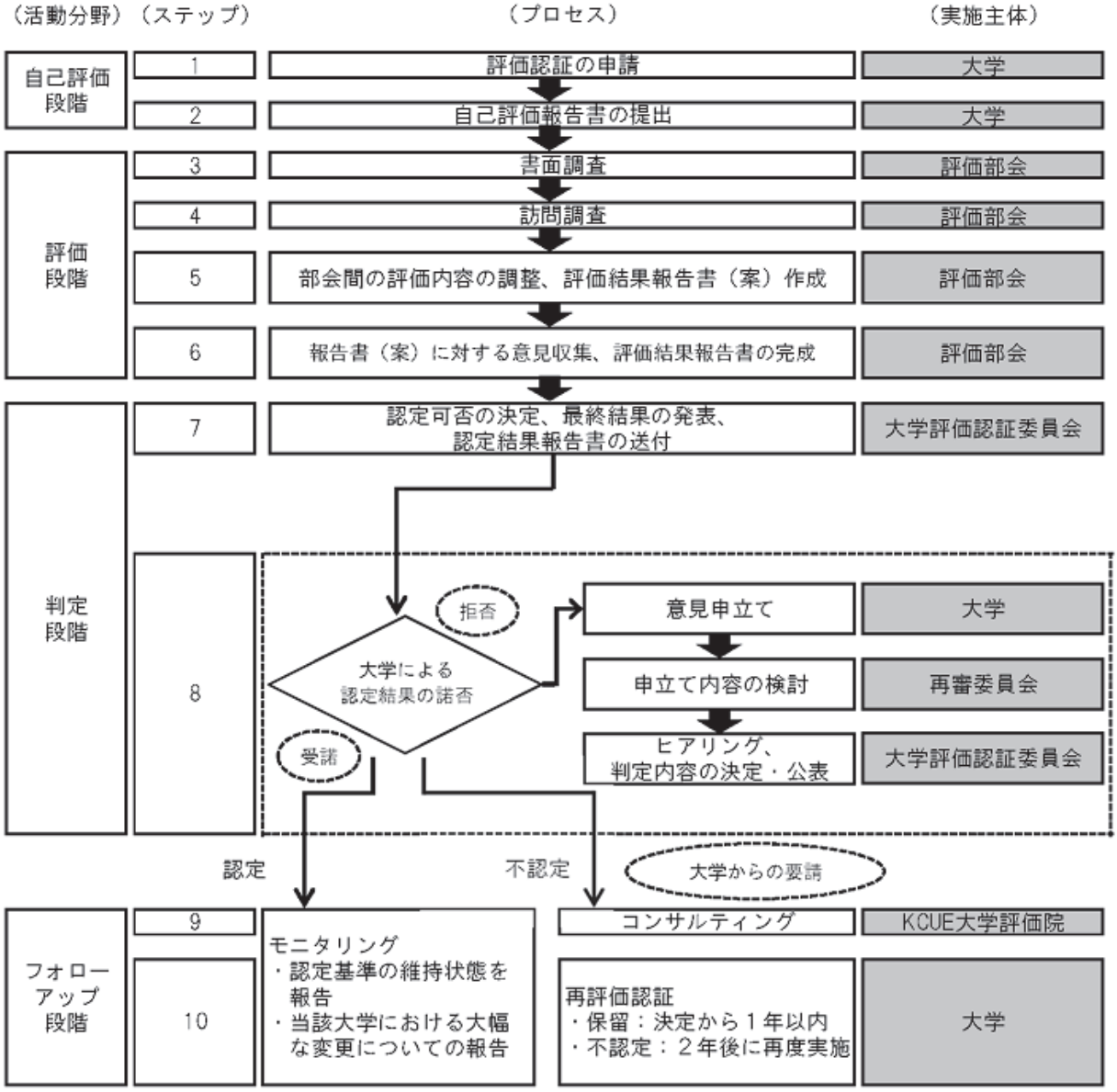

□　機関別評価認証のプロセスを時系列でまとめると以下のとおりとなる。

１）事前準備（大学による評価項目の変更もしくは追加）

２）訪問調査に先立つ自己評価

３）書面調査及び訪問調査

４）訪問調査後の評価結果の確定

５）評価結果発表後のフォローアップ

なお、プロセスの各内容は下表を参照のこと。

表：機関別評価認証の実施スケジュール

実施段階	スケジュール	内　容
事前 準備	訪問調査 ８か月前	・評価項目の変更もしくは追加を希望する大学は、評価認証企画委員会（Accreditation Planning Committee）と事前に協議し、訪問調査の８か月前に申請書を提出することが必要。
自己 評価	訪問調査 ６か月前	・評価を受ける大学は、訪問調査の６か月前までに、大学評価院に申請書を提出する。 ・大学評価院は、申請書を確認し、評価実施の可否について通知書を送付する。
	訪問調査６か月前 （大学への評価実施の通知直後）	・大学は自己評価報告書を作成し、関係書類をまとめる。 ・大学評価院は訪問調査の実施予定日を協議・決定する。
	訪問調査 ６週間前	・大学評価院は評価部会（Institutional Evaluation Committee）を編成する。
	訪問調査 ４週間前	・大学は自己評価報告書を大学評価院へ提出する。 ・大学評価院は、部会の中から訪問調査の担当委員を決定する。 ・評価部会の１回目の準備会合（ワークショップ）を開催する。評価における相違の調整方法や評価の重点項目を確認する。
書面調査 及び 訪問調査	訪問調査 １週間前	・自己評価報告書の書面調査を行う。 ・評価部会の２回目の準備会合を開催する。書面調査の結果に基づき、大学に対して追加提出を依頼する必要がある書類について協議する。 ・大学に追加書類の提出を依頼する。 ・大学評価院は、大学と協議の上、訪問調査日程を確定する。
	訪問調査直前	・大学から提出された追加資料を確認する。 ・訪問調査での主な確認事項をまとめる。 ・訪問調査前の最後の評価部会を開催する。
	訪問調査	・訪問調査の期間は２～３日とする。 ・主な確認事項と評価の結果について協議する。
判定	訪問調査後 ５週間以内	・評価結果報告書（案）に対する大学からの意見収集の計画を立てる。 ・評価結果報告書（案）を作成する。 ・各部会の主査を集めたミーティングを少なくとも２回開催する。 ・部会の関係委員を集めた、評価領域ごとのミーティングを少なくとも１回開催する。 ・評価結果報告書（案）の内容を調整し、大学へ送付する。

	訪問調査後 ８週間以内		・大学は評価結果報告書（案）に対する意見を提出する。 ・大学からの意見を反映するかどうか確認し、必要に応じて報告書を修正する。 ・報告書を取りまとめの上、大学評価認証委員会（Institutional Accreditation Committee）へ提出する。
	訪問調査後 ９週間以内 ＜認定結果の発表＞		・大学評価認証委員会の最終認定結果が発表される。 ・認定結果報告書が大学へ送付される。 ※大学は判定に対する意見申立てを行うことができる。 ・ 申立て内容は、再審委員会により検討される。 ・ ヒアリングの後、認定結果が再度発表される。
フォローアップ	適格認定を受けた大学	認定の２年後	・モニタリング ・ 大学は、認定を受けた時点の水準を維持しているか、また報告書で示された改善点の対応状況についてまとめた報告書を提出する。 ・ 統合・閉鎖により教育の質に変更が生じた場合、大学はその旨の詳細を提出する。
	不認定の大学	必要に応じて	・希望する大学に対してコンサルティングを実施する。
			・再認定のための手続きを実施する。 ・ １年間は認定が保留される。 ・ 最終判定の２年後に再評価が実施される。

□　事前準備のタイムスケジュール（自己評価の評価項目の変更もしくは追加を希望する大学）
訪問調査の８か月前に、大学は評価認証企画委員会と協議し、申請書を提出する。

□　自己評価のタイムスケジュール

・　訪問調査の６か月前に、大学は大学評価院へ申請書を提出する。申請書類を確認した後、大学評価院は、機関別評価認証の実施の可否について通知文書を送付する。

・　訪問調査の６か月前、申請受理にかかる通知の後、大学は自己評価報告書を作成し、関係資料を取りまとめる。大学評価院は訪問調査の実施予定日を協議・決定する。

・　訪問調査の６週間前に、大学評価院は評価部会を編成する。他の申請大学における評価との相違を最小限に抑えるため、評価部会の委員の半数以上は前回の評価に参加した者で構成する。

・　訪問調査の４週間前に、大学は自己評価報告書を完成させ、大学評価院へ提出する。大学評価院は、訪問調査を担当する評価部会の委員を決定する。評価部会の１回目の会合（ワークショップ）では、評価の相違の調整方法及び評価の重点項目について検討する。

□　訪問調査のタイムスケジュール

・　訪問調査の１週間前に書面調査を実施し、その結果に基づいて評価部会の２回目の会合を開催する。評価部会では大学に追加提出を求める書類について協議し、大学へ追加書類の提出を要請する。また、大学と協議の上、訪問調査日程を決定する。
・　訪問調査に先立ち、評価部会は大学から提出された追加書類を確認する。訪問調査での主な確認事項を決定し、訪問調査に向けた最終ミーティングを開催する。
・　訪問調査は２～３日の日程で実施し、主な確認事項と評価の結果が協議される。

□　判定段階におけるタイムスケジュール

・　訪問調査の５週間後に、評価結果報告書（案）に対する大学からの意見収集の計画が立てられ、評価結果報告書（案）が作成される。各評価部会の主査は、評価内容の検討・相違の調整のためのミーティングを少なくとも２回開催する。また、部会の関係委員を集めた、評価領域ごとのミーティングを少なくとも１回開催する。評価結果報告書（案）が確認された後、認定の決定を下す前に大学へ送付される。
・　訪問調査の８週間後、大学は評価結果報告書（案）に対する意見を提出する。評価部会は、大学からの意見を報告書に反映するかどうか検討し、必要に応じて修正を加える。報告書は最終的に大学評価認証委員会へ提出される。
・　訪問調査の９週間後、大学評価認証委員会（意思決定組織）の判定結果が発表され、認定結果報告書が大学へ送付される。大学はこの判定に対して意見申立てを行うことができる。大学から提出された意見は、再審委員会でヒアリングを行い、審議した後に、改めて判定が下される。

□　判定後の事後措置に関するスケジュール

・　適格認定を受けた大学に対しては、モニタリングが実施される。
　－　認定の２年後、大学は、評価報告書に示された維持・改善を要する事項について、その後の経過や改善結果を詳細にまとめた報告書を提出する。
　－　当該報告書は、教育機関の統合・閉鎖等により教育の質に変更が生じた場合、これについて詳述する。
・　不認定となった大学に対しては、再評価とコンサルティングが提供される。
　－ 希望する大学に対してコンサルティングが実施される。
　－ 再認定・再評価の判定が下される。
　－ 認定を保留された大学は、１年以内に評価が行われる。再評価が必要な大学は、不認定の判定を受けた２年後に、申請があった場合に再評価が行われる。

Ⅲ. 判　定

１．評価の基準

□　評価の基準は、評価領域（Evaluation Categories）、評価分野（Evaluation Areas）（何を評価するか）、評価項目（Evaluation Criteria）（どのように評価するか）で構成される。評価の有効性という点では「何を評価するか」が重要であるが、評価の客観性と信頼性を確保するためには、「どのように評価するか」を十分に検討する必要がある。

□　評価領域（Evaluation Categories）と評価分野（Evaluation Areas）：何を評価するか

・　大学の教育活動と運営にはさまざまな人的・物理的資源が必要である。したがって、評価の範囲と対象を特定すること、すなわち、何を評価するかが、大学評価認証において優先的に検討すべき事項である。

・　機関別評価認証の範囲・対象の特定にあたっては、はじめに、大学の使命と教育目標、教育プログラム、人的・物理的な基盤、行財政支援のほか、大学運営に関する重要な領域について、検討が行われた。また、これらの領域のそれぞれの下位要素の相対的な重要性についても検討された。

・　つまり、大学を運営する上で重要な領域を評価領域とし、その下位にある要素を評価分野に定めることとした。機関別評価認証の範囲・対象は、評価領域・評価分野の２つのレベルで管理されている。

・　評価の領域・分野において、それぞれの評価項目が満たされているかどうかを判断するための基準（認定基準）は以下のとおりである。
　- 認定基準は、教育の質を保証するために必要な最低基準を定めたものである。したがって、大学全般に基準を適用するために、基準を一般的な内容で表すことが提案された。
　- 認定基準は、評価領域ごとに定められている。また、評価分野ごとにも、詳細な認定基準が設けられている。

□　評価項目（Evaluation Criteria）：どのように評価するか

・　認定基準は評価の領域・分野ごとに設けられているが、評価項目は、認定基準を満たしているか否かを客観的に表すために、各評価分野の下に設けられたものである。

・　評価項目は、当該の評価領域・分野を満たすかどうかという視点に基づく詳細なチェッ

クリストの役割を持つ。

・ 項目の記述は、大学の説明責任という視点からまとめられている。

・ 項目は、定性的・定量的な目標の形で詳述されている。評価の対象に応じて、１つの評価項目は評価する対象を１つとするのが望ましい。

・ それぞれの評価分野の下に複数の評価項目が設定されている。

・ 本ハンドブックに示す項目に加えて、大学の専門化・個性化（特徴やビジョン等）に係る方針を考慮して、項目を変更・追加したり、別に定めたりすることができる（ただし、必須の項目はすべて評価の対象に含まれなければならない）。

  - 大学が評価項目を変更・追加、または別に定めようとする場合、予め大学評価院との合意が必要である。
  - また、人的・物理的な事情や財政支援、目標到達状況等、項目の変更・追加等を行う理由と、それを裏付ける証拠を示す必要がある。

表：評価の基準

名称	評価の基準：３つの階層		レベル	備考 (※)
	何を評価するか	どのように評価するか		
評価領域 Evaluation Categories	▸ 大学運営及び教育活動に関する領域	▸ 各領域において大学は何を満たす必要があるか	1 （第１階層）	６領域
評価分野 Evaluation Areas	▸ 大学運営及び教育活動に関する下位の区分 ▸ 評価領域の基礎となる要素	▸ 各分野において大学は何を満たす必要があるか	1.1 （第２階層）	１７分野
評価項目 Evaluation Criteria	▸ 認定基準が満たされているどうかを確認 ▸ 原則として、大学評価院により示される必須評価項目を含む最低要件で表される		1.1.1 （第３階層）	５４項目

注記

１）大学の専門化・個性化（特徴やビジョン等）の方針を考慮して、評価項目を変更・追加したり、別に定めたりすることができる。ただし、必須の評価項目はすべて含むものとする。

２）大学が評価項目を変更・追加、または別に定めようとする場合、予め大学評価院との合意が必要である。

３）また、人的・物理的な事情や財政支援、目標到達状況等、評価項目の変更・追加等を行うに至る理由を裏付ける証拠を示す必要がある。

(※) 各領域・分野・項目の詳細は、22～23 ページの表「評価領域・評価分野・評価項目」を参照。

２．判定の種類・基準

□　評価部会が作成した評価結果報告書に基づき、大学評価認証委員会が各大学の認定の可否を決定する。

□　大学評価認証委員会が下す判定の種類は、認定(Full Accredited)、条件付き認定(Provisional Accredited)、保留（Deferral)、不認定（Not Accredited）である。詳細は以下のとおりである。

判定の種類	判定基準	認定期間・追加措置等
認定	▸ 全ての必須評価項目（６項目）と６つの評価領域（Evaluation Categories）を満たしている。	▸ 認定期間は５年間。 ▸ 認定期間中に、大学に対して認定基準の維持状況についてモニタリングが実施される。
条件付き認定	▸ 全ての必須評価項目（６項目）と５つの評価領域を満たしている（Ｐ=可)。評価領域のうち１つは改善の余地がある（W=劣る)。	▸ 認定期間は１年間。 ▸ 改善を要する領域が１年以内に改善された場合、条件付き認定と判定された時点から、５年間の認定が与えられる。 ▸ １年以内に改善が見られない場合、保留と判定される。
保留	▸ ５つ以上の必須評価項目と４つの評価領域を満たしている（Ｐ=可)。評価領域のうち２つは改善の余地がある（W=劣る)。 ▸ または、５つ以上の必須評価項目と５つの評価領域を満たしている（Ｐ=可)。評価領域のうち１つは問題がある（Ｆ=不可)。	▸「W」と判定された事項を改善し、２年以内に再評価を受ける。 ▸ 改善が認められた場合は５年間の認定が与えられる。 ▸ 改善が認められなかった場合は不認定と判定される。
不認定	▸ 認定、条件付き認定、保留のいずれの場合にも当てはまらない場合。	▸ 不認定から２年経過すれば、再申請することができる。 ▸ ２年の間に、大学は必要に応じてコンサルティングを受けることができる。 ▸ 改善が認められた場合の認定期間は３年間となる。

図：認定のモデル

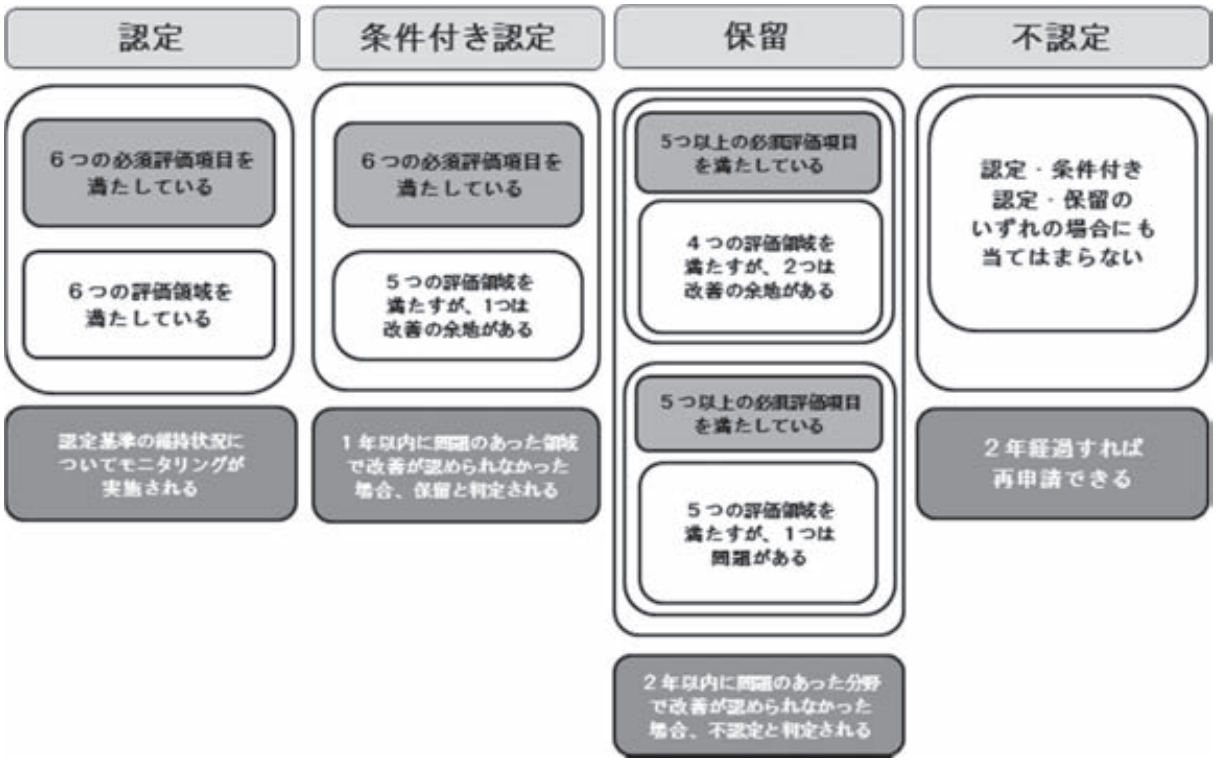

図：認定期間（判定結果別）

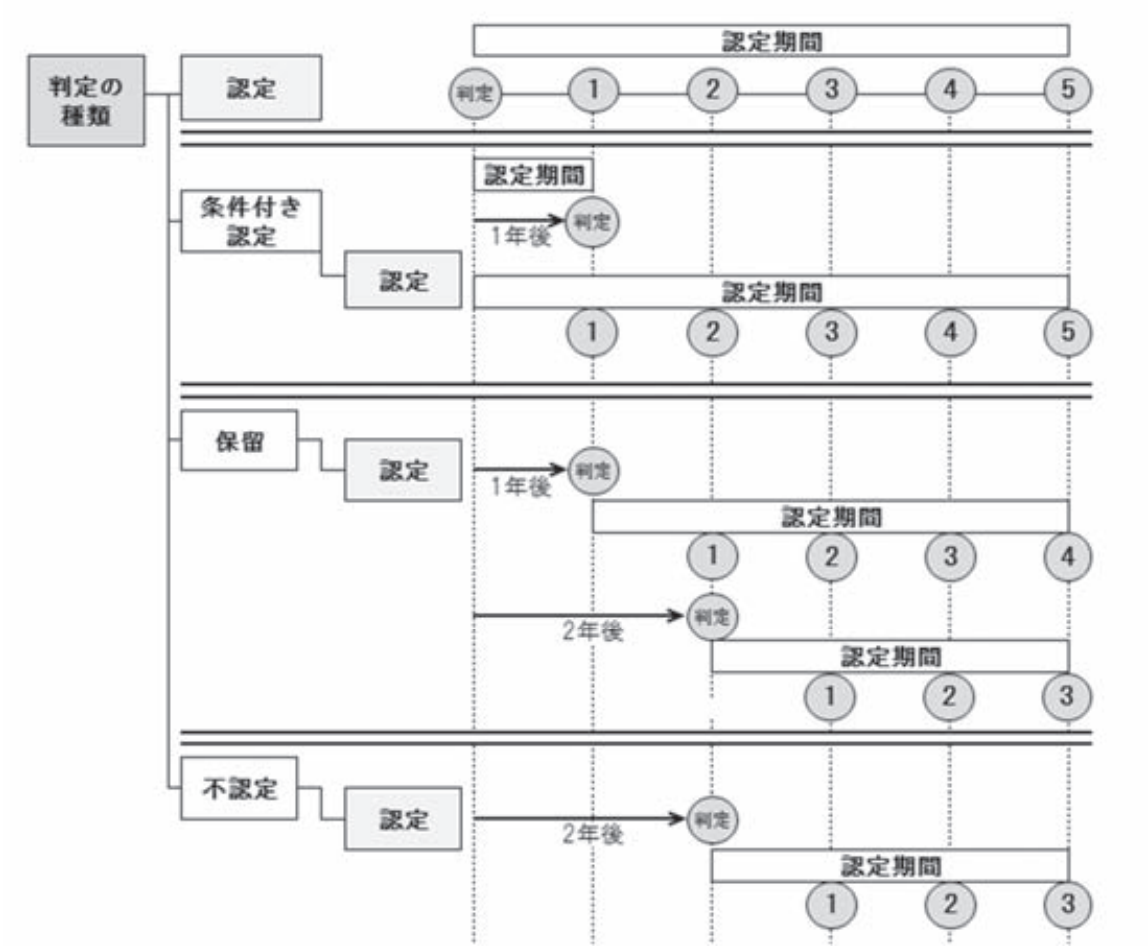

表：評価における評点～ボトムアップ・アプローチ～

項目	評点		
	P（可）	W（劣る）	F（不可）
評価領域 Evaluation Categories	▸ P・W・Fは、評価領域ごとに、それぞれの評価分野における評定に基づいて与えられる。		
	▸ 必須評価項目を含む評価分野において、全ての必須評価項目を満たしている。 ▸ ただし、評価者の合意があれば、以下の条件において「P」の評点を与えることができる。 －「W」の評点を受けた評価分野が１つだけであり、かつその理由として、全体の評定にさほど影響を与えず、改善の見込みが大きく、その弱みが大学教育の質に最小限の影響しか与えない場合。	▸ 少なくとも、全ての評価分野において「W」以上の評点を得ている。 ▸ ただし、評価者の合意があれば、以下の条件において「W」の評点を与えることができる。 －「F」の評点を受けた評価分野が１つだけであり、かつ１年以内に「W」の水準に改善される見込みがある場合。	▸ 必須評価項目を含む評価分野において、満たしていない必須評価項目がある。 ▸ １つ以上の評価分野において「F」の評点を受けている。
評価分野 Evaluation Areas	▸ P・W・Fの評点は、評価領域ごとに、評価項目の評価に基づいて決定される。		
	▸ 必須評価項目を含む評価分野において、全ての必須評価項目を満たしている。 ▸ 評価項目が３つ以下で構成される評価分野の場合、全ての評価項目を満たす必要がある。 － ただし、「W」の評点が与えられた評価項目が１つだけの場合は、総合的な判断により「P」の評点を与えられることがある。 ▸ 評価項目が４つ以上で構成される評価分野の場合、３つ以上の評価項目を満たしている。 － ただし、「W」の評点を受け、「F」の評点がない場合は、総合的な判断により「P」の評点を与えられることがある。	▸ 全ての評価項目において、「W」以上の評点を得ている。 － ただし、「F」の評点を受けた評価項目が１つだけの場合、総合的な判断により「W」の評点を与えられることがある。	▸ 必須評価項目を含む評価分野において、満たしていない必須評価項目がある。 ▸ １年以上の長期的な改善が必要な評価項目がある。

評価項目の選定・活用	▸ 評価項目は、必須評価項目と一般評価項目に分類される。 ▸ 評価項目は、関連のチェックポイントに基づき評価される。 ▸ 必須評価項目： ＫＣＵＥの大学評価院が最低限の要件として定めた評価項目。これらの最低要件を上回っている場合、当該評価分野は基準を満たしていると判断される。 ▸ 一般評価項目： 一般評価項目は、評価を受ける大学の特徴、発展状況、個性化の計画等に応じて、追加あるいは変更することができる。

注）模範大学例の選定：

以下の点を重視して選定。

（１） 目的（大学が広く認知されていること、他大学のベンチマークとなるような情報を提供していること）

（２） 方針（質に関してＯＥＣＤ平均の９０％にあること、世界のトップ大学に含まれていること、優れた発展状況や個性化の実績があること、その他、他大学にとってロールモデルとなり得る状況にあること）

□ 必須評価項目を適切に満たしているかどうかの判断について

・ 必須評価項目は全部で６つある。教育環境に関するものが２項目、教育の充足度に関するものが２項目、財務の健全性に関するものが１項目、教育支援に関するものが１項目となっている。最低要件は、大学設置運営規則（Regulation for Establishment and Operation of Universities）に定める大学の設置に関する要件と、政府の財政支援プロジェクトへの申請資格に基づいて設定される。

・ 適格と認定されるためには、大学は全ての必須評価項目にかかる最低要件を満たさなければならない。
  - 最低要件の 80%から 100%を満たし、当該評価項目に関する質が優れていると判断された場合に、当該評価項目を満たしていると判断される。

・ 必須評価項目を含む評価分野及び評価領域において、必須評価項目の最低要件を満たしていない場合は、「不可」（Ｆ：Fail）となる。

表：必須評価項目における最低要件

	評価項目 Evaluation Criteria	最低要件		定性的評価のチェックリスト
		法律及び政府支援プロジェクトに定める基準(A)	(A)の 80%以上 ＋ 定性的（質）評価	
教育環境	専任教員の比率	61%以上	50%以上	・専任教員の年齢分布 ・専任教員の専門分野の分布 ・専任教員の採用計画 ・退職教員の補充状況、直近３年間における教員確保の状況 ・有名教授の招へいの状況
	施設設置率	100%以上	80%以上	・教育施設の建設計画 ・積立金における建設予算の割合 ・施設の共同利用等の運用効率 ・施設の効率化計画
教育に係る充足度	新入生の入学定員充足率	95%以上	76%以上	・直近３年間における１年生の定員充足率の傾向 － 地域別・高等学校別の分布
	学生定着率	70%以上	56%以上	・直近３年間の学生定着率の傾向 ・休学者、退学者、編入生の割合の傾向
財務の健全性	授業料と教育支出の比率	100%以上	80%以上	・直近３年間の授業料と教育支出の比率の傾向 ・学生に係る経費、人件費、その他教育に係る直接経費の割合
教育支援	奨学金と授業料の比率	10%以上	8%以上	・奨学金の財源の割合（政府、地方自治体等） ・奨学金のための資金調達計画
判定方法		定量的判定	定量及び定性的判定	

※ 評価対象大学が、大学設置運営に関する法令及び政府支援プロジェクトの申請資格として求められる基準を満たしている場合、当該大学は必須評価項目を満たしているとみなされる。

※ 評価対象大学が、大学設置運営に関する法令及び政府支援プロジェクトの申請資格として求められる基準の８０％以上を満たしている場合（専任教員の確保率が基準以上であることが条件)、当該大学が必須評価項目を満たしているかどうかの判定は、当該評価項目の定性的評価の結果を総合的に判断して行われる。

※ 産業大学の専任教員充足率の最低要件は４０％である。これは、本来の要件である８０％の半分の数値となっている。

３．評価領域及び評価分野の内容

図：評価の基準の構成

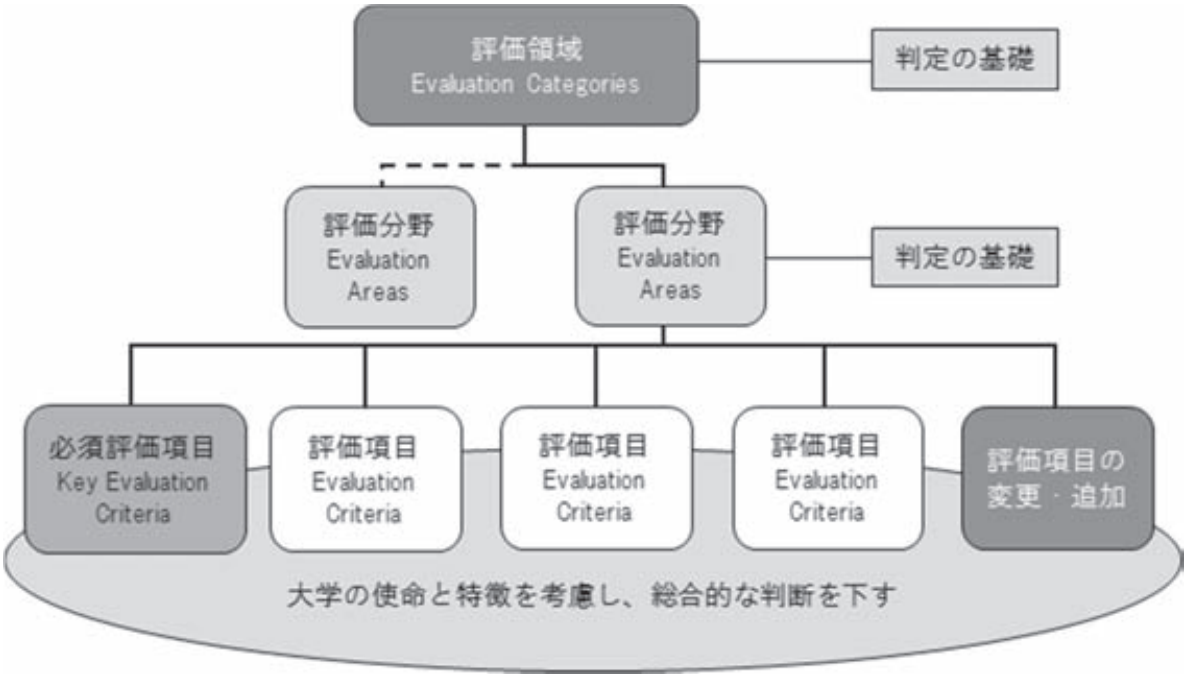

□　次ページの表は機関別評価認証の評価領域及び評価分野である。

・　評価領域は６項目で構成され、１．大学の使命及び発展計画、２．教職員及び学生、３．教育、４．施設、５．財務管理、６．地域貢献となっている。

表：評価領域・評価分野・評価項目

評価領域 Evaluation Categories	評価分野 Evaluation Areas	評価項目 Evaluation Criteria
1. 大学の使命及び発展計画	1.1 大学の使命及び教育の目的	1.1.1 教育の目的
	1.2 発展・個性化のための計画	1.2.1 発展・個性化計画の策定
		1.2.2 発展・個性化の計画の評価
	1.3 自己評価	1.3.1 自己評価の実施
2. 教職員及び学生	2.1 教員	2.1.1 専任教員の定員【必須評価項目】
		2.1.2 教員採用のプロセス・方法
		2.1.3 補助教員の活用
		2.1.4 教員業績評価制度の活用
		2.1.5 教員の教育研究に対する支援
		2.1.6 非常勤教員の処遇及び福利厚生
		2.1.7 研究業績及び研究財源
		2.1.8 地域社会・産業界における知識・技術の貢献
	2.2 職員	2.2.1 職員の規模
		2.2.2 職員人材育成制度の実施
		2.2.3 職員の専門性の開発及び福利厚生
	2.3 学生	2.3.1 入学者選抜のプロセス・方法
		2.3.2 新入生の入学定員充足率【必須評価項目】
		2.3.3 定着率【必須評価項目】
		2.3.4 学生向けカウンセリング制度の導入・実施
3. 教育	3.1 教育プログラム	3.1.1 教育プログラム及び教育目標
		3.1.2 一般教育プログラムの編成・運営
		3.1.3 専門教育プログラムの編成・運営
		3.1.4 実験及び実習
		3.1.5 産業界のニーズに基づく教育プログラム
		3.1.6 国内及び外国大学との単位互換
		3.1.7 教育プログラム委員会の組織・運営
	3.2 教授・学習	3.2.1 授業規模
		3.2.2 教授・学習の改善のための組織・資金投入
		3.2.3 教授・学習の向上のための取組み
	3.3 教育研究の運営	3.3.1 教育研究の運営方針
		3.3.2 教育研究業績の管理
		3.3.3 授業評価
		3.3.4 成績上位・下位の学生の管理
	3.4 教育実績	3.4.1 卒業生の就職率
		3.4.2 学生の教育満足度
4. 施設	4.1 基本的な施設	4.1.1 施設数【必須評価項目】

		4.1.2 教室の数
		4.1.3 実験・実習室の数
		4.1.4 実験機器の数量
	4.2 補助的な施設	4.2.1 学生寮
		4.2.2 学生向け福利厚生施設
		4.2.3 障害のある学生に対する支援
	4.3 図書館	4.3.1 大学図書館の評価
5. 財務管理	5.1 財源	5.1.1 財務計画
		5.1.2 授業料収入の比率
		5.1.3 収益性のある資産及び収益率（私立大学の場合）
		5.1.4-1 寄付金収入の比率（国公立大学の場合）
		5.1.4-2 総収入に対する他法人からの移転収入比率（私立大学の場合）
	5.2 予算管理	5.2.1 予算編成手続き
		5.2.2 教育支出と授業料の比率【必須評価項目】
		5.2.3 奨学金と授業料の比率【必須評価項目】
	5.3 会計監査	5.3.1 会計監査制度
		5.3.2 監査結果の活用
6. 地域貢献	6.1 地域貢献	6.1.1 地域貢献活動の方針
		6.1.2 地域貢献活動の支援
計 ６領域	計 １７分野	計 ５４項目【６つの必須評価項目を含む】

韓国高等教育質保証
インフォメーション・パッケージ

韓国における高等教育及び質保証の概要
大学機関別評価認証ハンドブック 2012

原典：

Information Package: Higher Education and Quality Assurance
Korean University Accreditation Institute, Korean Council for University Education
（韓国大学教育協議会大学評価院）

独立行政法人　大学評価・学位授与機構
〒187-8587　東京都小平市学園西町1-29-1
http://www.niad.ac.jp